

御宿町告示第30号

御宿町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成15年5月29日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成15年6月5日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成15年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成15年6月5日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について）
- 日程第 5 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて（千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）
- 日程第 6 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて（千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議について）
- 日程第 7 議案第 5号 収入役の選任について
- 日程第 8 議案第 6号 平成15年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成15年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番 吉野時二君

2番 吉野茂夫君

3番 瀧口義雄君

4番 伊藤博明君

6番 中村俊六郎君

7番 石井芳清君

8番	式田孝夫君	9番	神定孝君
10番	浅野玄航君	11番	貝塚嘉軼君
12番	式田善隆君	13番	新井明君
14番	松崎啓二君		

欠席議員（8番 式田孝夫 日程第10一般質問より欠席）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村實君
総務課長	綱島勝君	企画財政課長	新藤研君
農林水産課長	米本清司君	教育課長	石田義廣君
税務課長	吉野健夫君	建設水道課長	藤原勇君
環境整備課長	井上秀樹君	住民課長	佐藤良雄君
商工観光課長	氏原憲二君	保健福祉課長	田中とよ子君

事務局職員出席者

事務局長	瀧口和廣君	主任主事	市原茂君
------	-------	------	------

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成15年第2回定例会が招集されましたが、議員の皆様には何かとご多用のところ出席いただきまして、ご苦労さまです。

今定例会の日程につきましては、あらかじめ配付いたしましたとおりですので、ご協力くださいようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13人であります。

よって、定足数に達しておりますので、今定例会は成立いたしました。

これより平成15年6月招集、御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 日程に先立ちまして、5月27日に千葉県町村議会議長会長より自治功労として議員在職11年の方の表彰があり、当議会におきまして石井芳清議員が表彰を受けましたので、これより表彰状の伝達を行います。

（局長が表彰状の朗読をし、議長より授与する）

議長（伊藤博明君） 次に、監査委員から、例月出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてごあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日ここに、平成15年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、御宿町税条例の一部改正を初めとする専決処分4件、人事案件1件、平成15年度一般会計補正予算案を初めとする予算案件2件の計7件をご審議いた

だくことにいたしました。開会に先立ちまして諸般のご報告をさせていただきます。

まず初めに、4月27日は、町の恒例イベントでありますお魚ウィークスと、初めての試みであります町消防操法大会審査会を開催いたしました。議員の皆様方には休日のお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。6月の郡大会ですが、今年度は御宿町が会場となり、6月22日に御宿中央公園内多目的広場で開催されますので、ご協力をお願いいたします。

次に、5月21日より1泊2日の日程で御宿町町民号の旅を実施いたしました。今年度は77名の参加をいただき、長野県の野沢温泉村と善光寺を訪問いたしました。参加者募集に際しましては、ご協力いただきありがとうございました。

次に、5月26日、夷隅郡市広域市町村圏事務組合臨時会が開催され、収入役の選任を初め、3議案が原案どおり可決されました。

次に、5月28日、第5回夷隅郡市合併協議会が夷隅町で開催されました。初めに、前回設置されました4つの小委員会からスケジュール等の報告があり、継続協議となった「町・字名」、「財産」、「条例・規則の取り扱い」の3項目については、協議した結果、初めの2項目が御宿町の提案どおり修正、確認されました。また、新たに地方税の取り扱い等8項目が協議され、国民健康保険事業については、次回まで継続協議することとなりました。

現在まで5回の協議会が開催され、各小委員会で協議される5項目、継続協議1項目を除く15項目が確認されました。

次に、5月29日、国保国吉病院議会臨時会が開催され、副議長の選挙を初め4議案が原案どおり可決されました。

次に、5月30日、県町村会定期総会が開催され、夷隅郡町村会からは、いすみ鉄道に対する継続的財政支援など5項目を要望いたしました。

次に、6月2日、県の市町村会議が開催され、県の行財政システム改革として、支庁などの出先機関の再編整備等の検討状況について説明がありました。

以上で諸般の報告を終わりますが、さきに申し上げました7件の議案につきましては、十分なるご審議を賜りまして、ご決定いただきますようお願い申し上げます。冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第 119条の規定により議長より指名いたします。

2 番、吉野茂夫君、3 番、瀧口義雄君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日 1 日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の日程は、本日 1 日にすることに決しました。

議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第 3、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成15年 3 月31日公布、4 月 1 日施行となったことに伴い、御宿町税条例の一部を改正する条例を平成15年 3 月31日に専決処分したことの承認を求めるものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については担当課長より説明をいたさせます。

議長（伊藤博明君） 吉野税務課長。

税務課長（吉野健夫君） それでは、平成15年度御宿町税条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

なお、説明に当たりましては、各税目ごとに主な改正事項について、概要を説明させていただきます。また、地方税法の改正に伴いまして、引用している条項につきましては省かせていただきます。

初めに、1ページの法人町民税でございますが、法人である政党または政治団体について、収益事業を行わない場合に限り非課税措置が講じられたため、均等割の税率表から削除いたすものでございます。

なお、施行日につきましては、15年の4月1日付でございます。

次に、個人町民税でございますが、1ページ、2ページ、7ページにまたがりまして、上場株式等の配当所得及び株式譲渡所得について、特定配当等の支払いをする者を特別徴収義務者に指定し、各都道府県に納入することとし、翌月に各都道府県は市町村に交付する規定を新たに創設いたすものでございます。また、この税率を、現行3.4%から、平成16年度から20年度の5年間に限りまして2%の軽減税率とし、特別徴収により申告を不要といたすものでございます。

なお、この施行日につきましては、16年の1月1日でございます。

次に、同じく個人町民税でございますが、8ページ、9ページでございますけれども、商品先物取引に係る税率を、平成16年度から、現行4%から3.4%に軽減する改正をいたすものでございます。また、3年以内の損失につきましては、先物取引に係る雑所得から控除する改正でございます。施行日につきましては、16年1月1日からでございます。

続きまして、固定資産税でございますが、4ページ、5ページにまたがるところでございますが、平成15年度評価替えに伴う改正でございます。基準年度の平成15年度から17年度までの各年度の負担につきましては、現行と同様の調整措置を講ずるものでございます。施行日につきましては、15年4月1日付でございます。

次に、軽自動車税、2ページ、3ページでございますが、標識交付申請書等の様式を全国の統一様式とする改正でございます。施行日は平成16年4月1日からでございます。

次に、町たばこ税でございますが、これにつきましては、3ページ、6ページにまたがりまして、平成15年7月1日以後に販売するたばこの税率を次のように改正いたすものでございます。旧3級品以外を1,000本につき2,668円が2,977円に、また旧3級品が1,000本につきまして、1,266円が1,412円に改正をいたすものでございます。

なお、旧3級品の銘柄につきましては、わかば、しんせい、エコー、ゴールデンバット、また沖縄で販売しているウルマ、バイオレットが該当いたすものでございます。

これにつきましては、施行日は15年7月1日付でございます。

続きまして、特別土地保有税でございますが、平成15年1月1日以降、新たな課税はしないこととする改正でございます。

なお、現在徴収猶予している土地につきましては、17年3月31日まで適用期間を延長する改正でございます。

関係条文のページ数は3ページと6ページにまたがっております。

なお、施行日につきましては、15年1月1日付でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

7番、石井芳清君。

7番（石井芳清君） 大分多岐にわたる条例の改正であります。本条例の改正に伴う歳入歳出面での状況と申しましょうか、町民に与える影響と申しましょうか、それはいかようになるのでしょうか。

議長（伊藤博明君） 吉野税務課長。

税務課長（吉野健夫君） これにつきましては、歳入歳出の影響ということでございますけれども、まず第1点目で、たばこ税が改正になることによりまして、昨年と同一の本数がもし消費されたということで仮定するならば、今年度は約400万程度増収になるであろうというふうに考えてございます。

他の市町村民税、法人町民税等につきましては、本町につきましては該当はしてございませんので、影響は出ないものというふうに考えてございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

7番（石井芳清君） たばこはまた、それそのものも内包するようなニュースも伝わってきておりますが、健康の問題もありまして、この辺もまた計算上大変難しいと思いますが、この条例に伴いまして予算上の調整というのはされるのでしょうか。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

税務課長（吉野健夫君） ただいまのご質問でございますけれども、今議員おっしゃいましたとおり、健康上の問題、さらには料金改定によりまして若干の変動が出るだろうというふうに踏んでございますので、今年度末までには補正予算を組ませていただきたいというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第 1 号を承認の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第 1 号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第 2 号～議案第 4 号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第 4 及び日程第 5、第 6 の議案については、関連性のある専決処分の議案であるため、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議長が言われましたように、議案第 2 号、第 3 号、第 4 号については関連がありますので、申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第 2 号、第 3 号、第 4 号は関連があるため一括上程させていただきますが、関宿町が平成15年 6 月 6 日から野田市との廃置分合により野田市に編入されることに伴い、千葉県自治センター及び千葉縣市町村総合事務組合の規約の一部改正に関する協議と財産処分に関する協議を求められたものであり、早期に事務を進める必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成15年 5 月23日に専決処分したもので、同条第 3 項の規定に基づき議会の承認を求めるものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 綱島総務課長。

総務課長(綱島 勝君) それでは、私の方から内容についてご説明させていただきます。

ただいま町長からお話がありましたように、関宿町が平成15年 6 月 6 日から野田市との廃置分合により野田市に編入されるということで、2号から4号まで同じ理由でございます。

まず、2号の議案につきましては、平成15年 6 月 6 日から関宿町を千葉県自治センターの組織団体から除くことについての協議でございます。関係地方団体との協議が調った時点で除くということでございます。

次に、3号の議案でございます。3号の議案につきましては内容は別表 1、これは規約の第 2 条関係でございますが、千葉縣市町村総合事務組合を組織する団体について規定しているも

のでございます。関宿町を組合組織から削除するものでございます。

また、次の別表2でございますが、規約の第3条第1項関係でございます。これは組合の共同処理する事務の区分ごとに組織団体を定めているものでございますが、1号から第12号までの事務について、関宿町を組織団体から削除するものでございます。

なお、改正規約の施行日につきましては、野田市との廃置分合により関宿町が廃止される平成15年6月6日より施行することになります。

次に、議案4号でございますが、この内容につきましては、財産処分の内容でございます。退職手当の支給事務に係る財政調整基金についてであり、関宿町が退職手当の共同処理を開始した日から廃止する日までの間における負担金の総額から退職手当の支給総額を減じ、さらに当該減じた額から同期間中の一般負担金の総額に100分の10を乗じて得た額を減額した額について、野田市に帰属させるものでございます。

以上、ご説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

7番、石井芳清君。

7番（石井芳清君） 議案そのものではないんですが、参考までにお伺いをいたしますが、もしこのような議案が1自治体でも否決となった場合の事務取り扱いについては、どのようになるか、お尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 1団体が否決というようなことになるとしたならば、この場合の協議ということでございますので、廃置分合が既に調っているという状況の中では、ここから除かざるを得ないというふうに考えます。組合から組織しておりますので、そこから編入ということで関宿町は除かれるということになります。規約についての議会での協議ということは、関係市町村への協議ということでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号を承認の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第3号を承認の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第4号を承認の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第7、議案第5号 収入役の選任についてを議題といたします。

五十嵐収入役より、自己に関する議案であるため退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

(収入役 五十嵐義昭君 退席)

議長(伊藤博明君) 提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) 議案第5号 収入役の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、五十嵐収入役が本年6月14日をもって任期満了となることから、引き続き選任することについて、地方自治法第168条第7項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同氏の略歴は、添付してあります資料のとおりであります。

何とぞご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。

7番、石井芳清君。

7番(石井芳清君) 町の財産を預かる大変大事な職にあるというふうに思いますが、この収入役というものの選任に当たりまして、収入役特別の規程、内規、そうしたものはあるんでしょうか。あればそれについて。

議長(伊藤博明君) 綱島総務課長。

総務課長(綱島 勝君) 内規等はございません。地方自治法に基づくものでございます。

議長(伊藤博明君) ほかに質疑ありませんか。

12番、式田善隆君。

12番（式田善隆君） ほかに御宿町に該当者がいなければ別なんですけど、もうちょっと時間を置いて、新しい人材を求める方法も悪くはないんじゃないかと思うんです。同じ人がやっていけばやはり仕事はやりやすいでしょうけれども、もっと頭脳明晰な方、もしくは数字に明るい方、そういった方は探せばいるんじゃないかなというような感もするんですよ。いかがなものでしょうか。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 今まで収入役として1期務めていただいております。誠実誠意職務を執行もしていただいておりますので、引き続き選任をお願いしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。

五十嵐義昭君に復席を求めます。

（収入役 五十嵐義昭君 着席）

議長（伊藤博明君） ここで、五十嵐義昭君より発言を求められております。これを許可いたします。

収入役（五十嵐義昭君） ただいまご承認をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨今の金融情勢が非常に厳しい時代でございます。当町においても、関係金融機関を常に経営状況を把握しながら、公金の管理をしっかりとやってまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方の一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、議案第6号 平成15年度御宿町老人保健特別会計補正予算

(案)(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) 議案第6号 平成15年度御宿町老人保健特別会計補正予算(案)(第1号)についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算(案)は、補正額 817万 5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億 5,344万 7,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、平成14年度老人医療費確定に伴う法定負担率に基づく精算です。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

以上です。

議長(伊藤博明君) 佐藤住民課長。

住民課長(佐藤良雄君) それでは、お手元の平成15年度御宿町老人保健特別会計補正予算(案)(第1号)に基づきご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、817万 5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億 5,344万 7,000円とさせていただくものです。

補正の内容は、平成14年度老人保健医療費確定に伴う法定負担率に基づく精算です。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書からご説明いたします。

国庫支出金、医療費負担金 815万 9,000円、繰越金 1万 6,000円。歳入補正額 817万 5,000円を追加し、歳入予算額を10億 5,344万 7,000円とさせていただくものです。

次に、歳出でございますが、3ページをお願いいたします。

諸支出金、償還金 639万 1,000円、一般会計繰出金 178万 4,000円。これにつきましては、医療費に対する法定負担率に基づき、概算負担金の精算を行うものです。精算金は支払基金及び県・町に返還いたします。歳出補正額 817万 5,000円を追加し、歳入歳出予算額を10億 5,344万 7,000円とさせていただくものです。

よろしくお願いいたします。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第9、議案第7号 平成15年度御宿町一般会計補正予算(案)(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) 議案第7号 平成15年度御宿町一般会計補正予算(案)(第1号)について。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出とも 186万 5,000円を追加し、補正後の予算総額を29億 3,186万 5,000円とするものです。

主な内容は、老人医療費の確定に伴う繰入金の減額や、障害者への補装具給付に係る費用、また御宿町保育所の雨漏り修繕工事等であります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

議長(伊藤博明君) 新藤企画財政課長。

企画財政課長(新藤 研君) それでは、議案第7号 平成15年度御宿町一般会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 186万 5,000円を追加し、補正後の予算総額を29億 3,186万 5,000円とするものであります。

予算の内容につきましては、3ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

初めに歳入ですが、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、心身障害者福祉費負担金で22万円の追加でございます。身体障害児援護費ということでございますが、この春、養護学校に入学された児童につきまして、座位保持装置という補装具が必要となりまして、この交付に係る国庫負担金でございます。国の負担割合は2分の1でございます。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金、心身障害者福祉費負担金11万円の追加でございます。これは、国庫支出金と同様の理由でございまして、負担割合は4分の1でございます。

次に、繰入金、特別会計繰入金、老人保健特別会計繰入金で21万 6,000円の減額。これにつ

きましては、ただいまの老人保健特別会計補正予算と同様の理由でございまして、老人保健医療費の確定に伴い、当初予備費分の繰出金として見ておりました 200万円が、医療費分の精算に伴って21万 6,000円の減額となるものでございます。

次に、4 ページ、繰越金ですが、175万 1,000円、平成14年度からの繰越金を充当いたしまして、収支の均衡を図っております。

次に、歳出ですけれども、民生費、社会福祉費、心身障害者福祉費の扶助費44万 1,000円、これが障害のある児童への補装具の交付に係る経費でございます。

次に、児童福祉費の保育所費、委託料で6万 8,000円、工事請負費で135万 6,000円。内容につきましては、御宿保育所におきまして4カ所の雨漏りが発生しております。したがって、この防水工事を含めた改修費でございます。

以上でございます。

補正総額が186万 5,000円で、補正後の予算総額は29億 3,186万 5,000円となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

7番、石井芳清君。

7番（石井芳清君） 補装具についてであります。ただいまの説明によりますと、新たに入学された児童に対する座位保持装置とおっしゃいましたか、というような話であります。もう既に4月から学校も始まっておりますので、これが手当てをされる間、どのような対応をされておられるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中保健福祉課長。

保健福祉課長（田中とよ子君） この方につきましては、自宅用に座位保持装置を給付しております。その関係もありまして、学校に持ち運びでということ当初考えておりました。現在は、その持ち運びが、重量がかなりありますので、なかなか通学するのに困難だということ、現在車いす対応ということで、しておりますが、学校の方からの意見書も出まして、ぜひ学校にも設置をしておきたいということがありまして、補正対応させていただくものです。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

7番（石井芳清君） 了解しました。

次に、保育所の関係であります。御宿保育所の雨漏りということですが、具体的にどのような工事内容でございましょうか。それから、これはもう梅雨も間近でございますので、早急な対応をお願いしたいところでありますが、それについてお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 具体的な工法ですけれども、劣化しているところはウレタン塗膜防水をしまして、屋上全体を塗膜防水をする予定でございます。本日予算をご承認いただければ、すぐに発注しまして、梅雨に入る前に工事を完了したい、このように考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

11番、貝塚嘉軼君。

11番（貝塚嘉軼君） 保育所費の工事ということで、関連でちょっとお聞きしたいと思います。

御宿保育所については、過去においてもいろいろなところの補修工事をしておると思います。大体保育所建設以来何年たって、そういう雨漏り等の工事等が増えてきている中で、新しく建て直す考えがあるのかどうか。そういうことをちょっとお聞きしたい。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） この保育所は昭和46年に完成しております。その後、平成4年に雨漏り、屋根の改修工事をしております。この後の建設計画ということですが、構造物は木造ではないので、大体耐用年数が35年から40年という目安になっております。現在耐用年数ということになると35年ぐらいを目安にしますと、平成25、26年ごろですか、そのような時期には……

（発言する者あり）

住民課長（佐藤良雄君） 大体そのような時期には改修ですか、しなくてはならないかとは思っております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

3番、瀧口義雄君。

3番（瀧口義雄君） 請負工事ということで、この工事自体は別段、雨漏りということで問題はないんですけども、一つ、町の指名業者ですね。指名審査会というのがあるんですけども、指定業者ですか、それについて町長の考えをお聞きしたいんです。

町長もさきの観光協会の総会に出席されておったと思いますけれども、駅前通りのナカムラレストランの手前の建築業者ですね。それが海岸のくぎをあそこへ展示して、大変危険な海岸だということをやっている。彼は町の指名業者という中で、指名業者は一般に町の行政に協賛して協力してくれているものだと思っています。彼も環境で警告という意味を持ってしているのではないかなと思っています。

そういう中で、商工観光課も、また協会の方も、売店設置に対しては大変厳しく指導してあるということは十分承知しております。また、ビーチクリーナーを入れて、くぎ、ガラス等を削除するのも去年から始まって大変効果が上がっておると聞いております。また、浅野議員も2回くらい質問されて、それに課長が答弁されております。

そういう中において、確かにくぎがあれば危険だということは承知しています。この指名業者ですね。過去に2回事件が事故を起こしていると。また、最近月の沙漠のそばのトイレの建設において、町が結果的に90何万の、払わなくてもいい金と私は思っていますけれども、払っておると。工事にそれは不備があったと。またそこでもトラブっていると、こういう形の中でどういう処置を過去3回してきたのか。聞く場所がないので、この工事請負という形の中で聞きたいと思います。

それと、町長の指名業者に対する考えですね、基本的に。それと、商工観光の課長には、当然今回許認可に当たっては強く指導したということを知っておりますけれども、今後の対応。この3点をお聞きしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） お答えさせていただきますが、前段の一業者というような形でご質問があったと思いますが、指名審査といいますが、そういう状況の中では、一般論の審査対象、内容事例とは方向性が異なってしまう。あくまでもその目的である建設工事を完全に完成できるのかという範疇の中で審査会は、主としてそういう視点で選んでいる。それと、町内についてはご承知のとおり、それとは別途に地域の経済活性化といいますが、業者の育成という部分も含めました、そういう中での判断で今まで小さな工事についてはやっているのが現状でございます。

今ご質問の、いろいろな問題点あるんだというようなものもありましたけれども、それは別の常識論といいますが、行政全体の中でどう判断するかということだと思いますので、指名業者云々という部分の枠内でのことと、行政全般の運営について支障があるかないかという判断は、別にして対応していきたいなど、かように思っております、原則論ですよ。ご指摘の点につきましては、私共も問題はあると認識しておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 商工観光課長。

商工観光課長（氏原憲二君） 今後の対応ということでありまして、まず申請の受け付けに当たりましては、今年是一本たりともくぎを落としてくれるなという指導をしておりま

す。売店の撤去を終わりましたら、一応うちの方で出向いて点検をしたいと思います。建てた位置はわかりますので、万が一そのような事例が発見されましたら、改善するように指導したいというように考えております。

その展示してある場所につきましては、売店組合の皆さん方に一度見るようにということで指導してございます。

議長（伊藤博明君） 3番、瀧口義雄君。

3番（瀧口義雄君） 質問、まだ1点、答弁漏れがあると思うんですけど。過去の3件について、どういう処置をしたのか。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 失礼いたしました。

内規で、それぞれのその時点ごとに指名停止何カ月というような形の中で推移してきているのが現状です。個々には、期間的にはそれぞれ違いますけれども、事例、事案によって、指名停止何カ月というようなことで対応しているのが現状でございます。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

3番（瀧口義雄君） 最後です。

指名を何回もしてて、懲りないんじゃないですか。指名停止の期間とか、ペナルティーが甘いというか、行政自身がなめられているんじゃないですか。やったこと自体はペナルティーがあるということで、それは過誤は認めているわけでしょう。故意でしょうよ。そういうものが頻繁に行われていて、それでまたやられている。最後は町が90何万払わざるを得ないと。こういうものが指名業者で平然とやっているのかい。対応が甘いんじゃないの。町長の考えを聞いてみたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） それぞれ事案によりまして指名審査会の中で対処していると、このように考えております。今後はしかることにしましては、厳重に対処していきたいと、そのように考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

12番、式田善隆君。

12番（式田善隆君） 今の保育園の雨漏り箇所、これにつきまして工事を、今課長はウレタンか何かの方法で工事したいということですけども、雨漏りですから、横からじゃなくて上から漏るのが当然かと思うんですが、どういうふうに施工したらよろしいのか、それを伺っ

ていますか。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 現在の屋上はウレタンの塗膜防水をしております。今、10年経過しまして、場所ごとに、特にドレーン周りが劣化しておりますので、そこら辺をカットしまして、ウレタン防水をして、その上に塗膜防水をすると、そのような工法で施工したいと、このように思っております。

議長（伊藤博明君） 式田善隆君。

12番（式田善隆君） 今までの施工してある部分、例えばひび割れとか何とか、そういったウレタンか何かでやってあるんだったら、そういうものは取り外すわけですか。

例えば、建物はまだ全然施工してないわけです。やったことない、修理したことない、その部分は。雨漏りする部分。例えば屋根なら屋根ですね。何か一遍雨漏りして、そこを施工してあるとか、そういったことはないんですか。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） それは、前回平成4年に補修工事をしてから、そういう工事はしておりません。

議長（伊藤博明君） 式田善隆君。

12番（式田善隆君） その部分も、一遍やったところをはがして新たにやり直すものか、その上からかぶせてしまうのか、その点を伺いたいんです。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） 先ほどご説明しましたが、劣化しまして空気が入って水が膨らんでいるところがあります。その箇所については、カットしましてウレタン塗装をやって、その上にさらに全体を塗膜防水をすると、そのように工事を考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これより10時まで休憩いたします。

(午前 9時52分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時05分)

一般質問

議長(伊藤博明君) 8番、式田孝夫君につきましては、私用のため退席いたしました。

日程第10、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、注意してください。

順次発言を許します。

松崎啓二君

議長(伊藤博明君) 通告順により、14番、松崎啓二君、登壇の上ご質問願います。

(14番 松崎啓二君 登壇)

14番(松崎啓二君) 14番、松崎です。

こんな時間から一般質問というのは、本当に議会始まって以来だそうですねけれども、張り切ってやろうかなと思っていますが、傍聴者がいないというものですから、ほどほどにやらせていただきます。

市町村合併について数点お伺いいたします。

私は、法定合併協議会設立を積極的に推進してきた一人ではありますが、それは最初から話し合いを拒否するのではなく、まず話し合いのテーブルに着き協議することが必要だと考えたからであります。しかし、だからといって、それと合併の是非は別物と考えております。協議会の内容をよく精査し、町民の理解の上で合併の是非を論ずべきが当然と思います。

住民の皆様には協議会だよりにて協議内容が一方的に知らされるのみで、疑問、質問の機会がありません。私たちは月に何度かの勉強会の時間もあり、ある程度の合併問題に関する知識は持ち合わせているつもりですが、きょうは住民の皆様立場に立って素朴な質問をさせていただきたいと思いますので、答弁もそのつもりで簡潔にして、かつわかりやすくお願いしたい

と思います。

私は、市町村合併とは、生活環境も家族構成も経済力も、それぞれが違う家族が一つ屋根の下で共同生活をするようなものだと思っております。今までの生活とは異なり、当然リスクが生じます。不平、不便、不公平、その他の弊害もさまざまな分野で生じてくるものと想定されます。

私は、国が言うように、合併が行財政基盤の強化により、将来安定した地方自治云々というバラ色に満ちた施策などとは決して考えておりません。狭いながらも楽しい我が家でいられたら、それに越したことはございませんが、しかしながら、国策としてどうしても合併させるんだという締めつけが徐々に厳しくなりつつあることも事実であります。

あめとむちの特例法とはよく言われておりますが、合併したらこうしてあげますよというあめの部分はとうに実施されているにもかかわらず、合併しない場合こうなるぞというむちの部分がいまだに不透明のままです。小泉首相の諮問機関であります地方制度調査会も、自民党の地方自治に関する検討プロジェクトチームも、人口が一定規模に満たない自治体の解消、言い換えれば、1万人以下の小さな自治体は解消させるという点では同じような提案をしておきながら、いまだに具体的な結論が出せず、中間報告の域を脱し得ないということは、この期に及んで住民の判断材料に供し得ていない、誠に不親切かつ不平等な政策と言わざるを得ません。

そこでお尋ねいたします。合併協議会では、小委員会も設置され活発に議論されているものと思いますが、主な内容として、今までどのようなことが決定され、またどのような協議がどのような理由で継続審議になっているのか、まずお伺いいたします。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から今までの内容についてご説明させていただきますと思いますが、合併協議会は第1回の会議が1月15日に開催されまして、毎月1回のペースで5回開催されております。1回の会議では、合併の協議会の規則、また幹事会とか専門部会の、また事務局の規定等が確認されました。そして、会長職務代理者の指名、また会議の連絡、運営規定についての協議がなされまして、14年度の事業計画、また予算が決定されました。

2回目につきましては、新市の建設計画の策定方針、また合併協定項目の調整方針が協議され、今後の協議においての調整する合併協定項目については、自治体の存立にかかわる基本的な事項として、合併の方式、また時期、新市の名称、事務所の位置など9項目、また合併の特例法に定める協議事項といたしましては、議会の議員や農業委員会委員の任期及び定数の扱い、

特別職や一般職の身分の扱いなど6項目、また事務事業の一元化にかかわる事項といたしまして、一部事務組合や公共的団体等の各種事務事業の取り扱いなど10項目、細目は28項目ございます。また、市町村計画にかかわる事項として新市建設計画、全体では54項目の合併協定項目が確認されております。

第3回の会議から、合併協定項目について協議が始まり、合併の方法は新設合併とすることを確認してございます。また、合併の時期は平成17年3月1日までの日とするということが確認されました。また、合併協議会の協議の一部を付託する小委員会を設置するための運営に関する規定が定められ、新市の名称については、名称候補を公募し、協議会で決定することを確認しております。また、名称の公募方法、名称、候補地の決定については、小委員会を設置し協議することが確認されました。

第4回の会議では、事務所の位置、新市建設計画の素案、市、町議会議員、農業委員会委員の定数及び任期等の取り扱いにつきまして提案されまして、いずれも小委員会を設置して協議、調整し、協議会で決定することを確認しております。また、前回提案された新市名称の小委員会を含む4項目の各小委員会委員が選任されました。

次に、基本的な事項の町・字名、財産、条例・規則の取り扱いについて3項目が提案され、御宿町の意見といたしまして、町・字の取り扱いについては調整方針を地域住民の意向を最大限に取り入れるよう変更することを要望、また財産の扱いについても、調整方針を普通財産も別途協議して定めると変更することを要望し、協議の結果、継続審議とすることになりました。

また、特例法に定める協議事項の特別職、一般職の身分の扱いについて2項目が提案され、特別職の身分の取り扱いについて、協定のない場合、1市5町の長が別に協議して定めるとありますが、1市5町の長は当協議会の委員であり、協議会全体で協議すべきではないかというような質問がございました。また、事務局では法的な点を確認した上で再度協議するというところで継続協議ということになりました。

第5回の会議では、前回設置されました小委員会の報告がなされ、委員長や副委員長の選任や、スケジュールが確認されました。次に、前回継続協議となっておりました3項目に、さきに協議された町・字名、財産の扱いについての2項目は、御宿町の意見が尊重され、いずれも御宿町の提案どおり修正され、確認されました。特別職の身分の扱いにつきましては、法的根拠を確認し、原案のとおり確認されました。

次に、地方税の扱い、ほか事務事業の一元化にかかわる事項の8項目が協議され、国民健康保険事業の扱いについては、不均一課税を採用しており、基金の扱いも介護保険事業と異なる

として継続審議となり、そのほか介護保険、一般廃棄物処理、農林水産、商工観光、教育関係の扱いは原案のとおり確認されました。現在まで21項目が提案され、各小委員会で協議される5項目、また継続審議になっております1項目を除き15項目が確認されております。

14番（松崎啓二君） 財産の取り扱い等におきまして、御宿町の、いわゆる私たちの勉強会の中でそのような提案がなされ、それがまた協議会で採用されたということ、非常に喜ばしいことだと思います。

財産の取り扱いに関してちょっとお尋ねしたいんですが、財産というもの、どのようなものを指して財産と言われるのか、ちょっとお示してください。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） 財産の取り扱いの中の財産につきましては、行政財産、普通財産、それから債務、地方債残高でありますとか、債務負担行為残高でありますとか、そういった債務、それから公の施設でございます。

14番（松崎啓二君） 町有地なんかも当然財産の中に含まれるものと思いますが、御宿町の場合、特に優秀な町有地を保有している。今度合併が予定されている中で、一番豊かな町有地を持っている場所ではなかろうかと思います。私も町財産評価委員ですが、やっております、町有地を譲ってくれという要望が非常に多くなっていることを聞いております。現在、地代を払って、町有地の上に居宅を構え生活し、ないしまた営業している人たち、これはどのくらいありますか。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 現在、宅地、山林を合わせまして、町有地の契約件数は215件でございます。そのうち山林を除きますと186件、さらにその中には畑として使っている方もいらっしゃいますので、そういった方を除きますと170件。その方がすべて住宅というわけではございませんけれども、事業用地として契約されている方は170件ほどでございます。

14番（松崎啓二君） これが合併になりますと、町有地から市有地、また場合によっては県有地になるかもしれませんが、これを利用している人たちは不安があるかと思います。でき得れば、市に移行する前に、希望者には非常に手に入りやすい価格設定の中で譲ってやっただらいかがかなと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） 確かに契約件数が200件を超えているような町有地を管理運用している状況でございます。そういうことで、御宿町としても合併協議会の中で、普通財産

については慎重に協議をしていくべきだという委員さん方のご意見の中で、今現在別途協議されるようになったわけでございます。

払い下げの促進でございますけれども、町といたしましても、厳しい町の財政状況の中で、行政改革大綱の中でも、処分することが適当な遊休財産については処分を進める方針を立てております。また、今年度に入りまして、貸地料の納付書を発送する際に、住宅をお建てになっている方で普通財産を購入する希望があれば申し出ていただきたいというようなご案内は出してあります。そのような方向で進めてまいりたいと考えております。

14番（松崎啓二君） このような時期ですので、前例にこだわりなく、なるべくそのようになんかやっていたらいいなと、そう思います。

いわゆる町有地というのは先人の知恵ですからね。それで守ってこられたものですから、やはり町民に何かの形でお返しできるというのが一番ベターじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほど地方税の扱いということがありました。税金はどうするんだろうかと。この資料の中にもたくさんありますが、固定資産税ですね。私はこの固定資産の評価、この見直し、これは3年に一遍ずつ行われておりますが、いわゆる資産デフレと、全国的にも、12年間下落を続けております。その中で、御宿の土地さえ買っておけば間違いないんだと。いわゆる御宿の土地神話がありました。しかしながら、それはもうとっくに昔話になっております。かつての10分の1でも売れないような土地がたくさん出ておりますが、にもかかわらず、3年に一遍の見直し、とてもこのギャップを埋め切れない、埋まり切れないというようなこともありますので、これも町有地と同じような扱いで見直し、評価額の見直し、そして固定資産を下げてやる。税収の減った分は、町有地で何か埋められないだろうか。小泉さんは三方一両損だと言いますが、これはどこも損しない方法じゃないかなと、そう思いますが、税務課長、いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 吉野税務課長。

税務課長（吉野健夫君） 地価の下落動向により、3年に一度の評価替えでは、実情に間に合わないのではないかとご質問でございますけれども、ただ今、専決処分ということでご承認いただいたわけでございますけれども、極力実勢価格に近づくよう法の枠の中で努力してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いします。

14番（松崎啓二君） 合併前に、しておいた方がいいものは、早急に取りかかっていたらいいなと、そう思います。

この合併協議会は住民発議によるものでございまして、今後協議を重ねていく中で、もし何らかの事情で、どこか1カ所でも支障があった場合、この合併問題が白紙に戻った場合ですね、人口の少ない御宿町に対し、国・県からどのような対応が予想されるか、ご説明いただきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 議員の先ほどのご指摘のように、首相の諮問機関である地方制度調査会の西尾私案が示されております。特例法が切れる17年の4月から、優遇措置を取りやめ、それ以降の3年から5年間は一定の人口以下の市町村は、ほかの市町村と合併するように強制ラインを法律で定め、国主導で合併を促すと。それでも合併しない市町村には、地方自治法を改正し、首長は報酬が出るが議員は無報酬とすると。また、特例町村に移行するという一方で、ほかの市町村に編入するか、いずれかの選択をさせるというようなことが言われておりますが、こういった中で、議会活動とか行政サービスが続けられなくなってしまうのではないかと懸念がされ、全国町村会でも反対する緊急な議決をされております。

また、自民党の地方自治に関する検討プロジェクトも、先ほど議員のご指摘のように同じような内容の答申を出しております。また、その反面、総務省におきましては、17年3月に期限が切れることになる合併市町村への優遇措置について、期限内に合併手続きが終わらないというような場合は、関係市町村は議会が合併を議決し、またいずれも優遇措置が受けられるように、市町村合併法が今秋の臨時国会に提出される方針ということも伺っております。

そうかと思いますと、国から地方への税源移譲、これは地方交付税、また国庫負担金の削減を同時に進め、三位一体改革について検討している政府の地方分権改革推進会議では、地方の歳入不足を埋める現行の地方財政対策を廃止し、地方交付税を削減する方針を打ち出しています。また一方、税源移譲は将来の増税まで先送りをするというような提唱をされており、また、議員のご指摘のように、こうした国の方針の不透明感で、合併を協議している市町村は右往左往をしてしまうというようなのが現状でございます。

特例法の期限、この対応や、この税源移譲と地方交付税、また国庫負担金の削減などを早急に結論を出していただかなければ、また住民の合併への見極めに対して、今後には禍根を残すような結果になりかねないというような状況でございます。

14番（松崎啓二君） 今説明があったようなことですが、県内の首長さん会議、また郡内の首長さん会議、そういう中では、今の問題に関してどのような話し合いが進められているのか、また抗議運動が起きているのか、これは町長にお伺いいたします。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 首長会議とそのほか町村会議がありますけれども、今のところ進行中でありまして、踏み込んだ発言はされておられません。

14番（松崎啓二君） 進行中であるからゆえに、国に対して、町側は地方の自治体からの大きな希望がなきゃいけないし、意見要望、当然出していいんじゃないかなと、そう思うんですが、経過中だから何も無いんだというのは、国から押しつけられたものをそのままのみ込みじゃうと、そういったことなんでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） そういうことではありませんけれども、今、合併協議会が進行中でありまして、それを見極めてということでございます。

14番（松崎啓二君） 今の協議会でも5回ですか、会合を重ねられております。また、話も聞いておりますが、必ずしも一枚岩じゃないなと。これからどんどん議案が詰まってくればくるほど、各町のエゴが表面に出てくる、綱引きが始まる。本当にこれで1市5町がまとまるんだらうかと非常に大きな危惧を持っているところであります。

また、どこか1町でも、仮に勝浦市民が何々市じゃいけないんだと、私たちは歴史ある勝浦市を名乗りたいと。ですからこのまま行きたいんだと、そのようなことになってまいりますと、1市5町の枠組み、これは白紙に戻っちゃうわけですね。その場合、御宿町、立地条件からしているいろいろなことが考えられますが、いわゆる枠がえですね、夷隅5町と枠組みを変えるのか。勝浦と枠組みを変えるのか。また、御宿町は独自でこれからもやっていくのか。これは選択肢が3つしかないんじゃないかならうかなと。単独で残った場合、先ほどの総務課長の話のとおり、いろいろなむちの部分がありはしないだらうか。そんなことで、最終的な結論は議会が出さなきゃいけないわけですね。非常に苦しい立場になってこようかと思えます。

また、合併協議会の計画表によりますと、来年、すなわち16年3月、遅くとも6月の定例議会で各市町ごとに合併の是非を議会決定するという予定になっております。ご承知のとおり、私たちの賞味期限もあと100日ほどになりましたが、9月改選後の議員、9月改選後ここに座っておられる議員の皆さん方の責任というのは、非常に重いものがあるかと思えます。今までは、町長どう思いますか、どう思いますかという質問なんですけど、今度は議会が決定しなきゃいけない。町を左右する決定をしなきゃいけない。大変重い責任、しかもまた短い任期と。責任だけ重くて任期は非常に短いと、このようなことになってまいります。

先ほどのご説明のとおり、合併すれば首長、三役、議会もそうでしょうけれども、解消しち

やうと。そして、不利な市議会議員の選挙を迎えなきゃいけない。反対して単独を選択すれば、議会そのものがやはり失われる、また県の管理下に置かれる。そのようなことになってまいりますが、町長は常に住民の意思をしっかりと把握して、それは言うておられますが、それはいかなる方法で、いかなる手段で意思確認をなされるおつもりか、最後にお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 合併協議会も5回ほど開催され、協定の項目も核心に触れてきております。住民や各種団体への説明会も6月の下旬から7月上旬、また9月の下旬から10月上旬、そんなようなことで説明をしながら、また住民の意見や要望を聞いて、協議会の方へ反映をしていきたい、このようにも考えております。

また、議会や協議会の結果、国の動向を見きわめながら、議会、区長会、各種団体等の意見を伺いながら、御宿町の最良の判断をしていきたいと、このように考えております。

14番（松崎啓二君） 本当に協議会の進み方いかんで、住民に対する説明が全然変わってこようかと思えます。前回の住民投票以前の説明が非常に不備だったというようなことが指摘されておりますが、そのようなことのないように、徹底した住民説明をお願いしたいのと、そのようにお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

貝塚嘉軼君

議長（伊藤博明君） 続きまして、11番、貝塚嘉軼君、登壇の上ご質問願います。

（11番 貝塚嘉軼君 登壇）

11番（貝塚嘉軼君） 議長のお許しをいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

私は御宿町行政改革大綱における財政運営の健全化対策についてということで一般質問させてもらうわけでございますけれども、というのは、戦後、昭和の大合併、昭和30年に新しい御宿町が発足して、それ以後今日まで延々と町が続いてきているわけでございますけれども、税収においても、平成10年度前までにはかなりの町税もあったというふうに思います。平成10年度には初めて前年度を下回り、バブル経済の崩壊により、いまだに長引く経済不況が続いているわけです。地方行政を取り巻く環境は一段と厳しく、当町においても、この先町税収入の大きな伸びは期待できない。

そういう中で、町は基本計画に基づく多くの行政需要を抱え、行政サービス維持向上を図る

ためには、今後行政改革をさらに進める必要があると思ひまして、これから2点ほどご質問するわけでございます。

先般の新聞報道によりますと、御宿町は高齢化率、県内1位という長寿の町として、非常に喜ばしいことではございますけれども、逆に少子化が進んで、あらゆる面において、ただ喜んでいられないという財政的なものも抱えておるといふふうに思ひます。

そういう中で、平成10年度には、御宿町行政改革大綱第2次改訂版が発表されまして、14年実施され、15年、今年もその計画に従って行政改革が行われていると信じておりますが、今までに実施された行政改革の進捗状況についてを最初にお聞きしたいと思ひます。ひとつそれについてお答えいただきたいと思ひます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、進捗状況ということではございますが、私の方から進捗状況についてご報告させていただきたいと思ひます。

町の行政改革につきましては、一般公募の委員を含めまして、行政推進の住民懇談会で審議、ご意見をいただいたところでございます。平成14年度を初年度とする3カ年の目標年次の中で行政改革大綱改訂版を作成しまして、議会にも報告し、また町のホームページで住民の皆さんにお知らせしているところでございます。

進捗状況は、初年度となります平成14年度は、行政改革の全体計画の8項目52件でございますが、そのうち8項目38件を重点改革目標といたしまして実施計画を策定し、全庁的な取り組みを行っているところでございますが、さきに取りまとめました実施経過によりますと、38件中改革が終了、また予定どおり進んでいるもの、それが23件、約60%でございます。ややおくれしているものが5件、13%でございます。おくれしているもの、未着手のもの、これが10件、26%となっております。

また、行革による経費節減効果の概算は約1,230万円程度となっております。これは、食糧費や、それと旅費、こういったもの見直し等による14年度中の行革による効果額だけでございますが、14年度中に方針を決定し、15年度から実施している項目、例えば職員の給食制度の廃止とか、食糧費の原則廃止、こういったものがございますので、これらにつきましては、本年度以降に行政改革効果が期待できるものではないかと考えております。

11番（貝塚嘉鞆君） 今までの行革の進みぐあいということでお答えいただきました。

私は、たしか平成8年ごろから、前向きに行政改革に取り組んでこられたといふふうに認識しております。そういう中で、今お答えいただきました点について、金銭的には1,000万台の

行革をなさってきておりますということだと思います。

次にお聞きしたいことは、15年度予算においては 5,000万円ほど財調を取り崩して予算に充てたということで、非常に厳しい予算が組まれているわけでございます。この調子でいくと、やはり16年度、あるいは17年度においても、そういう傾向が続くのではないかと。そういう中で、この重点項目の中にうたわれてある何項目かのうちの1項目の財政運営の健全という中で、この行革、ここには事務事業の合理化を進めていきますと。あるいは経費節減のために、民間委託、業務委託を推進していくと、また、情報化を進めて、より町民に対する適切な情報を提供していくと、そういったこととか、あるいは公共施設管理の経費節減、合理化に努めていく。

そういうようなことが重点的にうたわれているわけでございます。使用料とか手数料の適正化とか、あるいは町単独、各それぞれの団体に補助金を出しております。そういう補助金先の経営状況を適切に把握し、適切な補助をもらっているというようなことで、非常に進んだ行政改革をしようとしている姿勢は、この改訂版の中で十分酌み取ることができるわけでございますけれども、現実としてはなかなか大変だろうというふうに思っております。14年度決算が9月には発表されるわけですが、そういう中で、今後の行政運営の健全化というものも、より一層具体的になっていくんだらうと思います。

そういう中で、今後の健全なる財政運営ですね。これの取り組みと、今後どのようにそれを進行管理していくか、それについて少し詳しくご説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 私の方から、行革の関係の中からお話しさせていただきたいと思いますが、行政改革につきましては、まず減量または縮小型経営というようなことが追求されがちでございます。そうしたことで、職員の仕事の意欲の士気の低下とか、またまちづくりに対する目標が失われていくのではないかとというような、懸念されるようなマイナス要素もあるのではないかなというような気もいたします。

そうした中で、御宿町の今置かれております行政大綱の目的であります、住民サービスに直結する簡素で効率的な行政サービスの確立に向けまして、15年度の当初予算編成方針におきましても、行政改革大綱に基づく経常経費の削減、また自主財源の確保、事務事業評価による限られた財源の有効活用を行い、健全財政を維持していくというような取り組みで進めさせていただきたいと、このように思っております。

また、このほかに行政改革に対しての進行管理というものにつきましては、これを1年ごとにまとめまして、それを住民の懇談会の方へ提案し、また進捗状況等も報告しながら、行革に

ついでに進行管理を図っていきたいと、このように考えております。

11番(貝塚嘉鞆君) 今、今後の取り組み方ということでお答えがありました。

今後の行政改革委員会というのは、年何回と定められていますか。それとも必要に応じて町長がその協議会を開くことができるのか。それをちょっとお聞かせいただきます。

議長(伊藤博明君) 綱島課長。

総務課長(綱島 勝君) この大綱をつくる際に、委員さんのお話の中で、やはり行革を設定した以上、進捗状況、またこれについての評価、こういったものをしていって初めて効果が出るんだというようなこともございますので、年度ごとにまとめ、14年度のまとめました結果を15年には報告をしていくというような形をとりたいと、このように考えております。

11番(貝塚嘉鞆君) そうしますと、年に1回、もしくは2回というふうな形であるというふうに解釈してよろしいわけですね。

私はここに、財政運営について取り上げてお願いすることは、ただ町、行政だけにあれをなさし、これをなさし、それでいてより一層住民にサービスを心がけなさいという、ただそれだけじゃなくて、私たち議員も一町民でありまして、納税者でもあります。

そういう中において、ここの運営健全化の中の項目の中にも、やはり定数の是正とか、あるいは職員の定数の是正とか、あるいはそこには当然議会の議員定数の是正ということも含まれるだろうというふうに思います。それで私は、昨年12月にある町民から、議員14名、多いんじゃないかと。これから合併する、もしくはしないにかかわらず、減らすことはできないのか。12名ぐらいが適当じゃないかというようなご意見がありまして、私1月に議会に協議会設置をお願いしまして、そういう町民の少数意見ではあるが、検討する余地、協議する余地があるんじゃないかなと思ひまして、提案して協議会を重ねてまいりました。

そういう協議の内容においては、やはり幅広く少数意見が議会に、あるいは町に反映される。そのためには、前回16名から14名にしたと。それがぎりぎりの線じゃないかと。14名が、やはり町民の意見を我々が吸い上げて、町に物を申す。そして町がそれを町政に反映するという機構が望ましいというような多数の意見がありまして、今もって継続的審議ということで協議しております。

その中で、3月の議会において、私、町長に質問し、町長もかつては議員でありましたので、その点についてのご意見を聞きましたところ、やはり機構上、運営上、14名は正しいように私は解釈しておりますというご意見をいただき、その後も協議会を開いて、私たち議員の中でもけんけんがくがくと協議をしましてまいりました。

本当に行革を行っていく中において、私たちも町民も、やはり一部負担があってしかるべきであります。それによって、やはりサービスの向上を受けられるというように私は思うわけです。ですから、私もあるいは議員の皆さんも一町民でありますので、そういうお考えの中で、本当に14名がベターなのか、あるいは12名でもやっていけるのかということで、なかなかこれは難しくて議論を続けているわけですが、この行革の中で、私は思い切った行革をなしている、全国の中で何カ所かの首長の思い切った施策で活性化して、いい方に向いているというような事例も聞いております。

そこで町長に最後の質問になりますけれども、定数の見直し、これは職員定数も含めて、議員の定数も含めて、再度思い切った施策を持って、合併をしないというような状況になったときの、単独で生きていくか、あるいは先ほど松崎議員が3つの例を申しておりました。3つの道があるという中の1つを選択せざるを得ない時期が来るということで、非常に議員に課せられた義務というか、任務というか、そういうものが重くのしかかってくるという中で、私も合併をしなかった場合に、この財政をどう建て直していくのか、どういうふうに健全化して住民サービスに努めていくのかということで、やはり非常に大事なことだというふうに思いますので、まだ合併協議会進行中です。しなかったらという部分で、私が町長にご意見を聞くのは甚だおこがましいようには思いますけれども、やはり先のこと考えた上での協議会が進んでくというふうにも思いますので、万が一、どこかの町や市が一抜けたという形で法定合併協議会の枠組みが崩れた場合に、御宿町の財政をどう建て直してどのようにいくのか、その辺をひとつ町長にお聞かせ願いたいというふうに思いますけれども、最後になります、お答えください。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 町長にということでございますけれども、かわって答弁させていただきたいと思います。

今のご質問は、非常に我々にとっても難しい答弁だという形になるかと思います。というのは、いろいろな問題が今はらんでいまして、今のご質問の中には合併の是非も含めた中で今後の財政云々というような、それで行革だというような部分も含めまして、広範囲にわたっております。

その中で、まず第一に、原則に戻りまして、じゃあなぜ合併協議会において1市5町という枠組みの中で、合併に対する協議を行っているかといえば、それは1市5町の単独でやっていこうとした場合の財政シミュレーションとかいろいろ示した中で、それではなかなか、いろいろな行革とか、いろいろな、今ご質問の職員定数の減とか、議員さんの定数の減も含めまし

て、いろいろな経常経費の節減をしてもなお、このままの状況でいけば、今までの経済状況のままでは、なかなか地方自治運営は難しいという考えが底辺にありまして、それでは1つの器として大きな自治体となった場合に、ある程度の経費削減効果があるだろうという状況の中で今協議をしているところだと私は解釈しております。その中には、やはり財政問題があり、少子高齢化がある、いろいろあると思うんです。それとあと地方分権も国から求められている。要するに地方主権で地方の独自でやりなさいというふうな形になってきた。

こういう要素を含めまして、なかなか今の一町村ごとの対応では将来的に難しいという判断があって、合併の協議という形になっているんだと思うんです。そのものと行革という1つの考え方は違うと考えます。行革は常に自治体運営に課せられたというか、責務でありますから、その中で当然経常経費を節減した中で、地方自治の本旨であります住民サービスの向上、あるいは住民福祉のためにどうあるべきかというのが我々に課せられた通常の政策的な要素でございます。

その中で細かくいうと、そのためにじゃあ経常経費が上がると、いっぱい使っていると、住民サービスの低下になるんじゃないかというようなこともありますけれども、なるべく行革大綱の中でそういったむだは洗い直して、なるべく減らして住民に還元できるような方策はないのかという形の中で行革大綱も定められている。

その中で、今、少し議員定数の話もありましたけれども、議員定数の問題につきましては、これは我々の判断ではございませんから、議会の判断ということでございますけれども、一般論からいえば、執行部と議会と権能が違いまして、それは地方自治法の中で明確に定められている部分でございます。その中で定数がどうあるべきかというのは、議会自身のご判断もあると思いますが、一般的な、法的には当然 8,000、現在、当町人口 5,000人以上の1万人未満の町村については18名が定数ですね。その中で、今18から16、14と来ていて、過去の経緯もありますけれども、要するに議会は議会制民主主義という地方自治の原点は、住民の代表者であるという観点に立ちますと、じゃあ行革の名のもとに減らせばいいんだという話にはなかなか難しいんじゃないかと、私は一般論として考えるんです。

仮にそういう住民の意見の代表者が、経費節減だという形で定数削減するという考え方を取るとしても、その前に行政全体の中で定数削減よりも先に検討すべき事案があるかどうかを調査し、議員職の重みも考慮した上で、最終判断すべきと考えます。そういうことよりも、じゃあそのために職員定数も条例で定められて御宿は今 115名という形の中でありますけれども、そういう削減が可能だとすればそれは当然減数すべきでありますし、それと住民サービスの観

点、また議会とすれば、住民の意見を吸い上げる、その代表者としての数が御宿町にとって、政策的に住民の意見を反映する判断として何名が必要なのか、必要ないのかというのは、それは議会の判断もありますけれども、定数よりも、じゃ報酬はどうかというような話も、当然議会の中では出てくるんだろう。それは我々執行部では何とも言えない判断でございますから、トータル的に、ご質問の趣旨はごもっともではございますけれども、我々とすればできる範囲を、行政側とすれば、行革は進めていきますよという形で今進んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

11番（貝塚嘉軼君） 最後の質問ということですから、ここで終わりたいんですけども、今、助役さんが答えた中で、つけ加えるというか、私たちとすれば、ご承知のとおり、本年2月の第1回臨時議会において、職員の給与や特別職、議員の手当等について適正化を図るということで提案のもと減額して可決した例もあるし、また議員は、その行革の一環として町から受ける報償費についてはすべて返上するということが今日に至っているわけです。そういう形の中で、行革に対する議員の前向きな姿勢を示してきているわけでございます。

私が先ほど言ったように、合併云々ということよりも、やはり大事なことは、財政をいかに増やして少なく使う。そういうことが基本だというふうに私自身思っているわけですけども、その増やすことについて非常に難しいのが昨今でございます。ですから、減らす方をできるだけ考えて、それによって増やすことができたらというふうに思う一念からこのようなご質問をしたわけでございます。

どうか、今申し上げたような行革大綱案に基づいて、ぜひ進めて、健全な財政運営を心がけていただくことを再度申し上げて、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより、11時10分まで休憩いたします。

（午前11時03分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

式田善隆君

議長（伊藤博明君） 12番、式田善隆君、登壇の上ご質問願います。

（12番 式田善隆君 登壇）

12番（式田善隆君） 12番、式田でございます。

議長のお許しをいただきましたので、しばしお時間をちょうだいいたしたいと思います。

私は、簡単にいきたいと思うんですけれども、第1に合併問題における町長の所信について。これは、担当課長さんでなくて、実際に町長はいろいろな会議に出席しておりますので、町長自身からお答えを願いたいと思います。

町長の合併問題に関する所信を伺いたいのですが、この合併問題が我々のここでお話を伺ったのは、町長は当初、町民の意思を尊重すると。反映し、それに従い、と申されておりましたが、議会においては反対者が出ると、住民投票に切りかえてまいりました。町民の声とすれば、何がどうなるかわからないが、賛成の方へ丸をつけたと申しております。私から申せば、行政側の説明がかなり不足ではなかったかと考えられます。

合併をすれば、町民にどれだけの得があるのか。また損があるのか。この第1点から伺いたいたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

12番（式田善隆君） 町長に伺ってます。

総務課長（綱島 勝君） 事務的なことでちょっと……

12番（式田善隆君） 事務的でも何でも、町長が一番初めその話を持ってきたんですから、町長に伺いたい。

総務課長（綱島 勝君） それでは……

（「議長の指名だからしょうがない」と呼ぶ者あり）

総務課長（綱島 勝君） それじゃ、私は答弁を控えさせていただきます。

12番（式田善隆君） いや、議長、私は町長にお願いしますと最初言ったんですよ。

議長、お願いしますよ。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

12番（式田善隆君） 質問やめます。

新 井 明 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、13番、新井 明君、登壇の上ご質問願います。

（13番 新井 明君 登壇）

13番（新井 明君） 急遽、議長のお許しを得ましたので、13番、新井 明、一般質問をさせていただきます。

3点ほどございますが、まず第1点でございます。

私も皆さんと同じように合併から入るわけでございますが、1番として、合併協議会に小委員会の追加を求めるということでございます。

国は、地方分権一括法により、平成11年から矢継ぎ早に市町村合併推進に向けて方針が出されてきました。そもそも市町村合併の原則は、合併しようとする自治体に住む住民が、きちんと自主的に話し合って決定する住民自治に基づくことでありましょう。しかしながら、平成の大合併と言われる今回の地方自治体の合併が、政府からの強い指示と要請により始められようとしています。

私たちの住むこの夷隅郡市におきましても、昨年の12月に任意合併協議会を終了し、今年の1月から法定合併協議会を開催しています。その協議会から付託された事項について、その権限の範囲内において集中的に審議、協議を行うために、次の小委員会が設置されました。

4つほどございますが、1番、新市の名称候補選定小委員会、新市の事務所位置検討小委員会、新市建設計画作成小委員会、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会でございますが、それが運営されているところです。国も地方も民間も同じ悩みですが、「人は城、人は石垣、人は濠」と言われております。組織を動かし、よりよいまちづくりを達成するために、自治体に働く職員が合併の影響で人事管理の不備等によりモラルの低下を招くことを避けなければなりません。

合併して大きな組織になればなるほど人事管理が難しく、年功序列主義にならず、年齢序列主義が職員のやる気を喪失させると同時に、官僚主義をはびこらせ、行政サービスを著しく低下させることでありましょう。

今回の合併協議会には、新市の組織、機構や職員人事に関する小委員会は設置されておられません。昭和38年の北九州市の誕生時には、新市発足と同時に行政サービスがスムーズに機能するように、また職員の融和が図れるようにしたとのことでございます。合併して1市5町の職員が同じ職場で働くわけでございますが、給与や役付も各市町異なり、上司よりも部下の給与が高かったり、合併前に駆け込み昇給人事を平気で行ったりと、課長のいすも6分の1になり、御宿町の職員は1人も課長になれない状況に陥るのではないのでしょうか。

対等合併とは言葉だけで、実質的には大きな自治体に吸い込まれ、差別と区別が待ち構えていると言っても、決して過言ではありません。よって、このことは大切な問題で、協議28号で、幹事会だけでいいのでしょうか。まず組織機構や職員人事に関する小委員会の設置を求めることができないのでしょうか。よりよいまちづくりはとても大切なことです。今からでも遅くは

ないと考えますが、町執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、議員のおっしゃるように、新市の組織、機構やそれぞれに伴う職員の適正配置につきましては、ご指摘のとおり新市の発足と同時に行政サービスがスムーズに行われるよう、機能するように、十分な協議が、検討が必要かと、このように考えます。事務事業及び機構組織の取り扱いにつきましては、8月の協議会に提案される予定でございますが、先進地の例等を見ますと、協議会の調整の方針は、新市が利用しやすく、わかりやすくというような組織機構というような基本方針で、事項で調整されているようなのが現状でございます。合併が決まれば、組織、機構の条例整備とあわせて、適正な人事管理、また職員の配置等も考えていくことだと思いません。

人事に関することにつきましては、首長の専権事項ということもございまして、小委員会で協議にはなじまないのではないかとというようなふうにも考えられます。また、職員の給与や昇格、こういったようなことは、適正化の観点から、標準職務表、こういったものを統一しまして、条例また規則等を整備しながら、適正な管理に基づいて行わなければならないのではないかと、このように考えます。

13番（新井 明君） ありがとうございます。

今現在はそのように考えられるのでございましょうが、現実問題として、合併したところの状況、今までのそういう人事関係についての状況を、できたら調査していただきまして、実際に小委員会をつくらなくて困ったことというのがあるはずで。

北九州市においても、そういう小委員会をつくったとしながらも、20年たった今でも、まだ差別や区別がなされていると言われております。ですから、こういうような重要な問題、それは今やっておかなければ、合併してからはできない状態でございます。差別、区別、それは今度は1市5町の6首長が分担で行ってきたことが、1首長で人事を発令することになるので、これは10年、20年の間に、それは浸透するかもしれないんですけども、その前に約束事だけはきちんとしておくべきではないでしょうか。そうしないと、御宿町みたいな小さなところで、本当に一生懸命に勉強して働いている職員が浮かばれないのではないのでしょうか。

ですから、ぜひ町長をお願いします。次の会議には、小委員会を設立の希望を、御宿町から出していただきたい。それは通らないかもしれませんが、しかし、「人は石垣」と言いますので、人を大事に、職員を大事にすることが、よりよいまちづくりにとっていい結果になると私は信

じているわけですので、町長、またそれは同感してくれるとは思いますが、ぜひ小委員会の設立の要求を町からするお考えはないでしょうか。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 町長にということですが、同じ協議会の委員でございますので、ちょっとご答弁させていただきたいと思いますが、これについては、ご質問の趣旨はごもっともだと思います。私ども、心の中ではそういう心づもりがあるんですが、一般論としますと、今までは合併協議会ではなぜ小委員会をこの部分でつくらなかったかといえば、私が思うには、これは新市の首長の専権事項だという部分が多分にあるがゆえに、協議会で云々というふうな、小委員会までつくって云々というのが、私は事務局は考えなかったのではなからうかなという気がいたします。

その中で、人事とは別に組織をどうしようかという部分については、協議会になじむものだと思いますよね。ですから、今後の、新井議員の今の一般質問の趣旨も踏まえまして、でき得れば私の考えでは、この次の第6回合併協議会前に議員協議会があらうかと思っておりますので、その席でまた議員さんのご意見を伺いながら対応していったらいいのかなという考えを持っています。そういうことでよろしいでしょうか。

議長（伊藤博明君） 暑くなりましたので、上着を脱ぐことを許可いたします。

13番（新井 明君） この件については、本当に今決めておかなければと私は思っています。協議28号で、一般職の職員の身分の取り扱いについてということで、ここに3回の大原町での会議の中に取り扱ってはおりますが、この文章の中を見ても、本当に「適正化に努めるものとする」とか、「統一を図る」とか、そういう漠然と、「職員については現給を保障する」とか、非常に漠然としています。こういう漠然とした状態では、一緒になって、それでなくても温度差が激しい中で、しっかりと決めておかないで、それで合併をしてスムーズな運営ができるというふうには私は思いません。

ですから、特に本当に真剣になって考えてほしいんです。一番大事なことは、職員のやる気です。今まで一生懸命になって御宿町のまちづくりに頑張ってきた人たちが、今度は夷隅郡全部をやろうとするわけですから、そうしたらその中で、やはり機構改革もそうだし人事の問題もそうだし、自分たちが安心して働ける職場環境をつくってあげるということは、これは合併協議会の中で、もう最大の責任じゃないかと思えます。

ですから、合併協議会の中では、それはお互いのエゴの中で行っている中ですが、職員はエゴではないと思います。本当に純粋にやろうとしているわけですので、その辺のここ

ろをじっくりと本当に考えていただきまして、今からでも遅くないと私は思っています。それは、議員の中の協議会の中で話してということもあります。それはぜひ協議会の中でお願いはいたしますが、町執行部としても、それは真剣に取り扱っていただかないと、自分たちが逆に壁にぶち当たって、絶望感の中で合併をすることになってしまいますので、申し訳ございませんが、これは老婆心ながら、何度でも言わせていただきますように、執行部の方でも検討していただきたいと、そういうふうに思っています。

次に、2番目に移らせていただきます。

これもまた、協議会の幹事会及び各部会についてでございます。

それぞれの各市町で総合振興基本計画などの基本計画、実施計画を持って運営しております。そして、各自治体は独自に運営してきていますので、そのまちづくりのスタンスや方向性というのは、かなり違っていることでありましょう。その中で、どこの自治体にもない計画があります。それは、どこの自治体にも合併するという事は計画などには入れてなかったことです。自分たちの自治体が、その地区に合った一番よい政策を実行していると自負しているはずで

この合併は、自分たちの町だけがよいということは考えてはいけないと思います。しかしながら、人それぞれ考え方が異なるように、長い間、違う自治体で運営していますので、各自治体の考え方、進め方には当然違いがあるはずで

合併協議会では、各町の方々はやじと罵倒の中でお互いの主張をし合っていますが、幹事会では、事務的に粛々と、とり行っていることと思います。

そこで、幹事会における各部会の提出検討事項では、各自治体の違い、考え方、また進め方を、言いにくいこともあるかもしれませんが、合併に当たっては大切なことなので、情報を広く共通の認識として確認したいので、私たち住民にお知らせくださいますようお願いいたします。

各部会ではそれぞれ長、副というのがあります。御宿も環境部会で幹事会の長を務めているようでございますが、その下に分科会というのもあるようです。担当者がそれぞれ出席しまして協議を重ねているようでございますが、各町それぞれどんな特徴があるのか。どういう考え方を持っているのか。各自治体はどのような進め方をしようとしているのか。これは、我々、合併協議会の中では分からない。幹事会、分科会でなければ分からないことだと思っておりますので、その辺のところを詳細に、それが実の実態かもしれません。

学識経験や町執行部で、議員各位の人たちが行く協議会とは全く見方が違うと思っておりますので、町の状況も非常に具体的に、細かいところが出てくると思います。各担当、議会から総務部会、

財務部会、企画部会、電算部会、税務部会、住民部会、保健福祉部会、産業経済部会、建設部会、環境部会、上水道部会、教育部会と、13項目にわたってありますので、会議をどのくらいやったのかわかりませんが、走りだと思いますが、もう既に町の特徴、そういうものもわかってきていると思いますので、具体的にわかる分で結構でございます。報告していただきまして、少しでも1市5町の合併に対する理解を深めたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 各部会での協議計画、また特徴、どういう調整をしているかというふうなお話のようでございますが、最初に私の方は、総務部会と電算部会に携わっておりますので、私の方から報告させていただきたいと思います。

まず総務部会におきましては、総務、人事、また消防、交通、防災、そして選挙管理委員会を含めました分科会がございます。現在まで、合併協議会事務局より指示がありました、特別職、また一般職の職員の身分の扱い、それと条例・規則の扱い、それと町・字の扱い、使用料・手数料の扱い、各種団体への補助金・交付金の扱い、助成施策事業の扱い等につきまして検討をしております。

それで、自治体間におけるいろいろな考え方、また違いがあるのではないかとということもございますが、総務部の部会におきましては、所管するものについては法律に基づくというものが多くございます。こういうことから、現在までそんなに問題なくスムーズに進んでおります。ただ、町・字の取り扱いにつきましては、余り現在の町名にこだわらないというようなところ、また御宿町においては名前を残すことについても、また住民の意向を尊重したいという主張をする町、そういうような考え方の違いがあったというようなことはあります。

それと、電算部会につきましてでございますが、電算システムは合併で統合し稼働するようになつておる調整の項目になっておりますが、合併協議会の確認をそういう形で得ておりますけれども、逆算しましていつの時点で新市の電算システムを決定するかどうか、時期の制限がある中で、それぞれの町ごとの長のご認識の差があるかなというようなことでございます。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） 企画財政課は財務部会と企画部会、それと建設部会に所属しております。私の方から、財務部会、企画部会の状況についてご報告させていただきたいと思っております。

財務部会につきましては、財政分科会、管財——財産管理でございます。管財分科会、会計

分科会の3つがございます。財政分科会につきましては、財政計画の策定作業中でありまして、この財務部会の中では、特に管財部会における重要項目であります財産の取り扱いについて調査検討を行いました。この経緯につきましては、ご承知のとおり、管財分科会、財務部会、さらには幹事会におきまして、御宿町は普通財産の歴史的な背景の違い、あるいは貸付件数等の管理運営等の比較を行った上で、新市に引き継ぐ場合の方針を定めるべきであろうというような意見を出したわけでございます。

しかしながら、先進事例では、財産はすべて新市に引き継ぐという事例が多いということで、基金については充当事業により調整をするが、基本的にはすべての財産は新市に引き継ぐという内容とする意見が多数を占め、協議会に提案されたわけでございます。

その後、町の合併協議会の代表委員さんを初め、この町議会におきましても、普通財産の取り扱いについては慎重に行うべきとの意見がございまして、町といたしましては、基金と普通財産については別途協議とする修正案を合併協議会に対して、町の代表委員さんの連名で提出いたしました。その結果、5月28日の合併協議会におきまして、御宿町からの修正案どおり確認されたわけでございます。

なお、今後の別途協議の取り扱いについては、7月の合併協議会に事前提案を行い、8月の協議会で協議をするという方針となっております。

次に、企画部会でございますが、企画分科会と広報統計分科会の2つがございます。特に企画部会では、新市建設計画の主要事業の取りまとめが主な作業でございます。新市建設計画の根幹となる新市の事業を検討するに当たり、事業の位置づけといたしまして、まず1点目として、各市町の総合計画等に掲載された主要事業。2点目として、計画等には位置づけられていないけれども、各市町または広域行政で懸案となっており、合併後実施が可能な事業。3点目といたしまして、事務一元化により新市で行うことになる事業。4点目といたしまして、ただいま申し上げた事業の中から、代表的なプロジェクトとして位置づける事業。さらに5点目といたしまして、今後行います住民説明会開催後に住民からの要望の高い事業というような位置づけを行って取りまとめ作業を進めている状況でございます。

課題といたしましては、各市町で同じような事業を計画しているもの、あるいは学校施設の老朽化という共通の課題、こういった事業調整のほか、今後財政計画とのすり合わせなどが課題となっております。

議長（伊藤博明君） 吉野税務課長。

税務課長（吉野健夫君） それでは、私の方から税務部会の内容につきましてご説明を

させていただきます。

税務部会におきましては、地方税法に準拠した方式で、従来からの事務運営を実施しておりますために、現状では意見相違等は発生はしてございません。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 住民課では住民部会と保健福祉部会に携わっておりまして、住民部会でまず戸籍事務、住民基本台帳、外国人登録事務については、それぞれ法律に基づいて事務を進めておりますので、現行のままで調整が図られております。

年金事務については、国の委託事務でございますので、同一の事務で現行のまま調整が図られております。

国民健康保険事務については、国民健康保険法に基づいて行っており、給付については現行のままで調整が図られております。

また、事業については、現在9項目の事業が実施されておりますが、国・県の継続事業及び単独事業については、国保事業の遂行上、特に必要なものを除き、統廃合を前提に見直しを行い、また電算業務を中心とした外部委託関係については、他の部署との委託方針もでございますので、密接に関係してくるために調整が必要になるということで、調整が今現在図られております。

次に、保健福祉部会では保育と児童福祉事業についての取り扱いについて調整をしておりますが、保育と児童福祉では、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、さまざまな保育ニーズに対応できるよう、延長保育、一時保育、休日保育、乳児保育事業などの保育事業を推進するよう調整が現在図られております。

また、児童福祉では、児童館、児童遊園地等の施設整備の拡充を推進し、子育て支援事業の充実を図り、児童の健全化を促進するよう調整が進められております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 田中保健福祉課長。

保健福祉課長（田中とよ子君） 保健福祉部会ですが、社会福祉、福祉、健康、介護保険、それと今、住民課長の方から説明がありました保育の5つの分科会の構成の中で現在協議しております。

その中で、各分科会専門部会におきましては、住民サービスが低下しない方向で、他市町村で既に実施しているサービスがあって当町で実施していない事業等については、取り入れる方

向、サービスの充実を図る方向で協議をしていますが、そのサービスが本当に住民の自立に必要なものかどうかの検討をした中で意見を出しております。

福祉サービスについてなんですが、ばらまきにならないよう、給付のみをサービスという考えではなくて、なるべく受益者負担も考慮した中で検討していきたいというふうに考えています。実際に、配食サービス等についても、そういった方向で現在調整をしているところです。

今後の協議なんですが、ソフト面での充実を図るための専門職、福祉においても保健についてもそうなんですが、そういった面での人的配置を要望していきたいというふうに考えています。高齢化が進む中にありまして、各町で住民の健康づくりのための事業を、それぞれが同じようなことはやっているんですが、それぞれの各地域に合った方法で引き続き実施できるような形で検討していきたいというふうに現在は考えています。

以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原商工観光課長。

商工観光課長（氏原憲二君） 商工観光課の所管する事務は産業経済部会に属しておりまして、また分科会が係長、補佐などで組織されております。商工観光分科会につきましては、御宿町が会長として取りまとめをしております。部会につきましては、これまで5回が開催され、商工観光分科会につきましては、既に10回以上開催されております。

商工観光事業は、町の特色を生かした個性ある事業やサービスに差異があるものにつきましては、現行サービス水準を低下させないことを原則に調整に努めております。具体的な事務事業のすり合わせ例を申し上げますと、イベント事業につきましては、御宿町の事業費は突出しており、またそのまま新市で存続した場合、30以上もの事業になることから、調整すべきという意見もありましたが、御宿町の提案により、イベントはまちづくりの原点といえるもので、各町の歴史、文化を反映し、それぞれ住民の思いから成り立っていることから、部会の調整方針として現行どおり存続させ、より充実を図るという調整方針にまとめております。

その他の事項につきましては、現在のところ意見相違はございません。

議長（伊藤博明君） 米本農林水産課長。

農林水産課長（米本清司君） 私の方は、農林水産業関係についてご報告いたします。

特に農業、林業については、国の農林業施策に基づくものが多く、各市町それぞれ規模の大小はありますけれども、それほど差異はないと考えております。

また、水産業について、施設整備や運営に関しては、各漁業協同組合の独自性を尊重することが大切だということで考えております。

また、各種事業計画等については、事業の進捗状況、あとは事業推進に対する熟度が重要ということで、そういう面から順番をつけていてもらいたいと考えております。

また、農林水産業の共通課題としましては、その市町独自の補助金や交付金制度の補助率の違い、また地元関係者の事業要望に対する負担金の負担率の調整が重要と考えております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） 建設部会と上水道部会についてご説明いたします。

まず、建設部会ですが、建設部会は建設、都市計画、公営住宅の3分科会から構成されております。現在の調整状況は、法定合併協議会事務局の指示のもと、主要事業、使用料及び手数料の取り扱い、各種団体への補助金、交付金等の取り扱い及び建設関係事業の取り扱いについて協議を行っていました。まず、細かな市町村の相違する点は数多くありますが、建設部会としては、まず統一した道路認定のあり方がなく、今後この認定については、他の部会も交えた中で継続的に調整する必要があるものと考えております。調整方針の基本としましては、1市5町が合併した時点で平準的な形がとれるかを基本として調整しています。

次に、上水道部会ですが、上水道部会は経理、工務、上水の3分科会から構成されています。まず、各市町の相違点は、水道事業の創設時期が大きく相違していること、また決算上の財政状況に首長の大きな考え方が相違する点が見られます。現在の調整状況は、水道事業の中で事業規模及び水道料金等を協議しています。まず事業規模につきましては、各市町の水道台帳をベースに資料を作成し、水道料金については、財政計画を作成する上で一般会計からの繰り出し基準が不明なことから、各市町の最新の決算書をもとに水道料金の幾つかの財政計画案を作成し、法定合併協議会へ提出する方向で作業を行っている状況です。

以上です。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） 私の方は、環境部会ということで、環境部会は一般廃棄物分科会、環境分科会の2分科会で構成して協議しております。

部会、分科会ともに、本来の環境保全を目指す目的は同様であることから、意識調整の方向についての考え方、進め方については同様と感じております。ただし、政策的な補助金には多少の格差があるものの、特に問題になることは現時点はないと考えておりますが、現在の調整の中で、御宿町としてはリサイクルの問題等で、現在一番多く分別されているところに合わせべきだというような方針をいろいろ出してきましたが、その状況については、今後一番多いと

ころに合わせるというようなことで調整されました。

し尿処理につきましては、現在の2施設を新市に引き継ぐということで調整されております。また、し尿とごみの収集業務の運営形態においては、順次委託に移行する調整方針で調整されておりますが、その中の協議の状況では、非常に人事と絡む部分があり、時期の問題等真剣にそれぞれから話が出ておりました。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石田教育課長。

教育課長（石田義廣君） 教育部会におきまして検討いたしました事項につきまして申し上げます。

教育部会は学校教育分科会と社会教育分科会に分かれておりまして、御宿町は学校教育分科会の会長を務めております。

初めに、新市となったときの主要事業につきましてですが、学校教育につきましては、ハード面では、校舎及び体育館の耐震調査、それに伴う大規模改修事業、これは各施設が老朽化する中で、防災上の観点からも非常に重要であるという検討がなされました。ソフト事業につきましては、中学生の海外派遣事業やA L Tの事業の充実が挙げられております。

また、社会教育につきまして、ハードの面では中央図書館の建設事業、またソフトの面では、各公共施設の利用申請のシステム化、システム構築事業が挙げられております。

また、先般の第5回合併協議会で審議、確認されました学校教育関係の取り扱いについての、学校給食やスクールカウンセラー事業など6項目が、また社会教育関係の取り扱いにつきましては、生涯学習事業や公民館主催事業など11の協定項目が検討されました。現在、6月の合併協議会に提案されます学校教育、社会教育の両面におけます各種団体への補助金、交付金等の取り扱いについて協議検討しているところでございます。

以上です。

13番（新井 明君） ありがとうございます。

その中で、財政の方ですが、御宿の町有地は具体的にどうなったんですか。まだ決定してないんですか。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 前回の協議会で別途協議して定めるということで確認されておりまして、今現在は財務部会におきまして、現在の各市町の普通財産の貸し付け状況、管理運用状況の洗い出しを行って、今後取り扱い方針、仮に新市になった場合、どのように取り扱

っていくのか等をまとめて協議会に提出していくというような形になろうかと思えます。

私ども御宿町としては、御宿町の議員さんの提案によって新設されたものでございますので、協議の進捗に合わせまして、また協議をしていきたいというように考えております。

13番(新井 明君) 結論としては、新市に引き継ぐということが最終的に取りまとめられることになるわけですか。

議長(伊藤博明君) 新藤課長。

企画財政課長(新藤 研君) 基本的に、前段で、財産については新市に引き継ぐ、なお、基金と普通財産については別途の協議で定めるものというようなことになっておりますので、基本的には引き継ぐんだけれども、その引き継ぎ方、基金についても引き継ぎ方について取りまとめを行っている状況でございます。

13番(新井 明君) わかりました。

あと住民部会ですが、戸籍について、電算化というのは話題になっていませんか。

議長(伊藤博明君) 佐藤課長。

住民課長(佐藤良雄君) 電算化については、話はありますけれども、合併後についてということで話は進んでいるようです。

13番(新井 明君) わかりました。

それと、御宿は特に観光の方が非常にウエートを占めているので、この辺のところは大変でしょうが、観光面が十分合併後に、観光の事業が御宿町として反映されるような形で進めていただきたいなということを強く要望いたします。

次に、3番目に移らせていただきます。

森首相はかつてITのことを「イット」と言って失笑を買いましたが、これは当然「アイティー」インフォメーション・テクノロジーの略でありまして、日本語では情報技術。現在私たちが日常使用しています携帯電話やインターネットであります。これは情報の技術革命でありましょうが、以前からずっと続けてきたことでございます。例えば電話であり、ラジオでありテレビ、ファクス、また店舗の売り上げ等にありますように、POSというやつですね。これは在庫管理とかに使うわけですが、現在だとコンビニエンスストアにあります銀行の自動払い出しというんですか、ATMに続いておりますが、そのような電子時代を反映して、御宿町では6年ほど前から御宿インターネットサービス事業を他に先駆けていち早く開始し、現在は住民に広く利用されております。

政府は2001年1月にe-Japan戦略を策定して、5年以内に3,000万世帯へ高速インタ

ーネット接続、1,000万世帯に光ファイバーによるネット接続ができる基盤整備を掲げております。この新しい戦略は、IT基盤を生かして社会、経済システムを積極的に変革するとしております。

このような環境の中、御宿町インターネットサービスは他のプロバイダーから、例えばOCNなど、経由ができないでいます。また、最近つなぎっぱなしのできるyahoo!BBADSLに申し込んだ方から、ADSLから御宿インターネットサービスは全く使えないそうです。せっかくなれたアドレスを使わずにがっかりしていました。また、「御宿町役場のサービスは将来ともそこまでやらないというのであれば仕方がないですが、せっかく御宿町の予算でつくって導入したのは、技術の進歩に対応しないで使われなくなっていくのは残念です」という利用者からのメールも私のところへ届いております。

そこで、現在1市5町で法定合併協議会を毎月行っておりますが、御宿町として合併を前にして、まずこの問題をどう対応するのか。そしてまた、合併協議会で住民の将来を考えて、先進地であります御宿町がIT技術の利用を継続する努力をするという考え方はあるのか。合併の目的では、サービスは高い方へ、負担は低い方へと整合性はいかがか。このような問題を問いかけてお伺いをいたします。

館山市では、合併をにらみITを生かした情報化戦略を進め、電子自治体を目指すと言っています。市原市では、地域情報化計画というのもございますし、また市原市は本当に進んでおりまして、地理情報システムというのがありまして、航空写真、地番、地番図、公図みたいなものですね。あと道路地図などネットですべて配布しております。これはデジタル化が進んでいる本当にいい例だと思いますが、御宿町ではまだ国土調査も行っておりませんし、そういう意味ではデジタル化は非常に難しいかもしれませんが、やれるところからやっていける土壌はできているのではなからうかなと、そのように考えております。

そして、昨今の新聞でございますが、千葉県内で整備が急増しているということでございます。これは38自治体が公共施設をネットで結ぶということでございます。公共施設、ますますこれは合併しますと1市5町の中では公共施設が非常に広い範囲にあります。その中で、IT技術を使わないわけにもいかないと思います。情報化時代でございますので、ネット接続というのがどうしても必要ではなからうかなと、そういうように思いますが、その点現在の御宿町のインターネットビジネスと、あと合併をにらんだIT技術の活用というのは、どのような形で協議をしているのか、どのような形で進めようとしているのか、どの方向に1市5町が行こうとしているのかを、御宿町の立場からお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から、町のインターネットのプロバイダーサービスにつきましてご説明させていただきますが、まず、これは平成9年から開始をしておりますけれども、当時は茂原市までしか民間業者の参入がなかったというような状況の中で、町の事業として町民の皆さんに、町内の事業所にお勤めの方も含め対象に、インターネットの利用の基本的な条件が整うまでの当分の間、インターネットの普及という意味から、基礎的な整備をしたものでございます。現在、約680名の利用者がいらっしゃいますが、昨年あたりから横ばいの状況でございます。というのも、民間のサービスも充実してきておりますので、民間に加入をしているというような場合もございます。それでまた町の方にも届け出がないというふうな状況で、現在の正確な加入者数は把握できないというのが現状でございます。

また、ADSLについては、4月から、今議員がおっしゃるようにyahooまたはNTTが御宿町でも利用できるようになっております。そちらに加入するというようなことから、お断りをしてくるというような方も数件いらっしゃいます。また、今議員からお話ございましたように、町の行っているプロバイダーサービスについて、ADSLが利用できないのかと。また、ADSLは個人で加入をするが、町からメールの自動転送ができないかというような問い合わせも数件ございました。

これらにつきまして、専門業者も交えながら検討いたしました結果、当初インターネットプロバイダー事業関係で導入いたしました機器等の年間の経費は約800万ぐらいでございました。現在では、これらの機器を町行政側も合わせて利用しているということから、単純なプロバイダー事業にかかります経費につきましては200万程度が見込まれるわけですが、これをADSLにするについても、町が対応するためには、さらに800万以上の経費が必要になるというようなことでございます。

また、転送につきましても、利用者の個人情報の管理からの町の責任、さらには技術的にもADSLに加入された方が、将来何らかの理由によりまして加入を中止した場合の町のサーバーに与える影響等を勘案いたしますと、行政の守備範囲と、また受益者負担の面から判断をし、現在転送についてはお断りしている状況でございます。

また、合併した場合の行政の行うインターネットのプロバイダー事業を継続するような努力をする考えはないかというような質問でございますが、合併協議会の中では、保育料とか、またごみの料金というような、合併前に多くの市町村が行っている事業につきましては、サービスは高い方へ、また負担は低い方へというような基本的な認識と理解をしておりますけれども、

先ほど議員もおっしゃいましたように、1つの町村のみが実施している事業につきましては、協議し調整することになると、そういう方向で考えられております。

ちなみに、行政改革大綱の検討課題の中でも、民間事業者の参入によりまして一定の環境の整う現状においては、行革の守備と申しますが、範囲で明確化するという、受益者負担との観点から、インターネットプロバイダー事業につきましては、今後見直す必要もあるのではないかとというような意見がございました。

以上でございます。

13番(新井 明君) 見直すかどうかというのはまた今後の検討だとは思いますが、これはIT技術をどのように生かすかということには1つも触れてないので、できればその辺について、御宿のプロバイダーが継続するかしらないかというのはまた別の問題としまして、それなりの役割を果たしてきたわけでございます。町民にとってもいち早く技術が取得できたということであるので、これはそれなりの成果が上がったと思っておりますが、今後の対策として、IT技術を使う意思があるのかどうか。これは、ただコンピュータを、電算化を統一して、税務処理なり、情報処理なりをするというだけでなく、合併を踏まえて、そういうIT技術を使うという意思があるのかどうか。それをどうやって活用していくのか。これはどうしても避けては通れないことではないかと思っております。

ですから、それが住民にとってどのようなプラスになるのか、マイナスになるのか。プロバイダーがなくなったことの反響よりも、逆にそのIT技術が次の新しい新市でどのように活用されていくのか。これが重要じゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長(伊藤博明君) 綱島課長。

総務課長(綱島 勝君) 先般の合併協議会におきましても、電算化の統一というようなお話がございました。そうした中でも、IT技術につきましては日進月歩ということで、かなりの情報提供の中で進んでいっているというのが現状でございます。

そういった中で、当然今後そういうIT技術を使った情報システム、これは合併後に構築していくと。最新の技術を導入して構築したらどうかというような意見もございました。また、逆に経費の問題等においても、各町のとりあえず自治体で使っているものを持ち寄った中で、合併後に進めていったらどうかというような意見もございました。それぞれ意見はさまざまな意見もあったわけでございますが、全体的には統一をして、合併時までに行っていくというような意見の内容に統一されております。

13番(新井 明君) ありがとうございます。

最後でございますが、このITについては、非常に御宿は先進地ということで自負しておりますが、次の時代を担うには、ADSLに対応するには新しい設備が必要だというようなこと
でございますし、できれば存続していただきたい。そして、経費が大変だというのはわかりますので、利用者に負担をある程度してもらってもいいのではないかなという気もいたしますし、その辺のところをぜひお酌み取り願いまして、経費も受益者負担という中で、新しい時代に対応していただきたいと思います。

そして、他に先駆けて御宿町が情報化社会において進んでいるわけでございますので、この件については、合併協議会においてもできる限りリード役として、御宿町が担っていただきたいというふうなことで、ご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより、1時15分まで休憩いたします。

（午後12時13分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

浅野 玄 航 君

議長（伊藤博明君） 10番、浅野玄航君、登壇の上ご質問願います。

（10番 浅野玄航君 登壇）

10番（浅野玄航君） 10番、浅野玄航です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、若干のお時間をいただきまして、通告に従ってこれより質問させていただきます。

今回、私の場合、ある程度具体的な事柄についてのお伺いですので、端的明確にご説明いただければ大変ありがたいと思います。

まず第1に、自然災害対策関係についてでございます。

最近、東南海地震、あるいは南海地震、大規模地震の発生ということで危惧されている。こういう中で、先月、東北地方で大地震がありました。被災地域の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、現在のところ大きな被害もなく小康を保っているということで、不幸中の幸いであろうと、このように思います。

さて、私たちの住む御宿町、ご承知のように大部分の地域は海拔も低く平坦地であります。海岸線の形状からも、津波の被害を比較的受けやすい地域とされております。過去にも数度の津波の来襲が記録され、特に多くの被害をもたらしたと言われる元禄の大津波、本年からちょうど 30年前に当たります。

また、20年前の秋田沖地震では、被害者 104名のうち、何と津波による被害者が 100名にも上る、このように言われております。ほとんどが津波による被害者であったということです。

自然災害を防止、あるいは予防することは不可能です。しかし、日ごろの備え、町民への啓蒙、訓練、それに加えて行政の適切な対応などによって人的被害の大部分は防ぐことができると、このように言われております。

御宿町では、かねてから準備が進められておりました地域防災計画、これでございます。これは私、きょう持ってまいりました。これがまとめられて、これに沿った防災対策が具現化されようとしております。これを読ませていただきますと、津波に対しましては、地形的あるいは立地的な条件、社会的条件、これらを踏まえた的確な対応策定が読み取ることができます。これに関連いたしまして、何点かお伺いいたしたいと思っております。

そこでまず、前にもちょっと触れさせていただいたんですけれども、国土交通省、こちらで津波浸水予測図、あるいは県の津波危険予測地域、こういうようなものがつくられていると、そのように報道等で聞いております。これらは大変貴重な、基礎的な資料になると、そのように思われておりますけれども、これらを住民へ情報として周知、啓蒙する必要があるのではなかろうか、そのように思いますけれども、まずその辺についていかがでしょうか、お伺いしたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ただいま議員の方からのご指摘のように、国土交通省から津波の浸水予想図と、こういったものを参考に、県の方も防災計画を立てているのが現状でございます。その中の震災編というのがございますが、これを参考に海拔を考慮いたしまして、津波の危険予想図と避難場所と申しますか、それを見やすい場所に張っておいてくださいということで、全戸に配布をしております。予想図というのも、海拔に合わせての津波の予想図でございますが、これにつきましてはもう数年たつてございますので、またこれについても今後検討をしていかなければならないかというふうには思っております。

また、平成 9 年より、海岸沿いの地域から随時自主防災会を組織していただいております。現在 6 つの区域で発足してありまして、防災の機材等を交付してまいりました。発足に伴いま

して、防災訓練の中で、広域の消防の指導、末端による初期消火とか応急処置の訓練、町消防団との合同での情報伝達や避難の誘導の訓練などを地域住民と実施してまいりました。特に、海岸に接している地域については、津波を想定し、直ちに高台に避難する訓練も行ったところでございます。昨年度からは、発足してから5年を経過しました自主防災会においても、交付機器の点検や防災訓練を実施し、毎年津波警戒に関する意識の高揚を図っておるところでございます。

10番（浅野玄航君） よく言われますけれども、災害は忘れたころにやってくると。あすにでも、今この瞬間にでもという危惧もありながら、意外と意識としてマンネリ化してしまうと、そういう傾向が強いと思います。

今、総務課長からお話しいただきました。地図での啓蒙、ある程度定期的にやっていると、それもそんなに長い期間を置いてではなくて、定期的にやっていくという必要があると思いますので、その辺をひとつご配慮いただきたいと思います。

さて、この御宿町地域防災計画でございます。これは、平成13年3月31日に策定されておるもので、私たちもこれいただいております。これを見せていただきますと、この中には、あらゆる災害についての対応の仕方がかなりきめ細かく述べられているというよりか、マニュアル化されているというか、書かれております。その中で私、津波に関するところに注目してきょう質問を出させていただいたわけですが、津波避難対策あるいは津波防災設備の整備という項目、306ページになりますけれども、こういう項目がございます。ここには具体的なことが書いてございます。この策定を出された平成13年から2年たっているわけですが、この中に書かれていることがどの程度進められているのかな、あるいはこれから準備しようとしているのかなというところで幾つかお願いしたいと思います。

まず第1に、災害発生時の情報の伝達、避難指示等についての臨機応変な広報活動、これは中心になるのは、本部になるのはここですから、職員の皆さんですとか、そういう方たちが中心になるわけですが、そういう中でのマンネリ化しないでの職員の意識化、あるいは折に触れての広報活動への訓練といいますが、そういうようなもの。こういうものがどのように行われているのかなということが1つでございます。

それと、次に、町民に対しての広報活動、あるいは啓蒙への評価といいますが、そういうものをどのようにとらえているのかなと。端的に言いまして、避難経路や避難場所、最初の質問にちょっと関連しますけれども、これが十分に町民の皆さんに周知されているのかなと。この辺のところは、担当の方たちがどのようにとらえているのか。不十分であるというとらえ方が

あるんでしたら、やはり工夫が必要であろうかと思えます。

最後に、この中でも強く指摘されております。社会的条件と言っていいと思えますけれども、地理不案内な観光客、これからたくさん参ります。一人でも多くの方に御宿に来ていただきたい。この人たちはほとんど御宿の地理がわかりません。これに対してはいいことがここに書いてあります。情報伝達や避難誘導看板の設置を進めていくんだということがこれに書かれてあります。この辺についてはいかがなものかなと。

最後に、津波防災設備の整備というところで、町の景観にも配慮しながら、津波防波堤等の建設について、設置について、調査検討を進めていくんだということが書かれてあります。この辺も非常に大事なことであろうかと思えます。先ほども申し上げましたけれども、あずにも起こってもおかしくない出来事、しかも人命にかかわることです。この辺につきましの準備の状況、進捗状況といったものについてご説明いただきたい、そのように思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から、住民への周知、また情報の伝達等、また臨機応変な広報活動に備え、職員の訓練の内容についてちょっとご説明させていただきますが、地震発生から住民への周知につきましては、地震発生後、気象庁から津波注意報、警報が発表されるまで二、三分程度あります。同時に県より、防災システムにより町に発表されます。それを受けまして、総務課の職員により、注意報であれば防災無線の通常放送、警報であれば緊急放送と、サイレンを鳴らしての放送になりますが、その他消防車、また広報車等を活用いたしまして、住民に直ちに高台へ避難するよう的確な情報伝達に努めております。

また、情報伝達は、議員ご指摘のように、職員の最も重要な責務でございます。緊急連絡網を整備しまして、全職員に配布するとともに、常にパソコン上に掲示し対応をしているところでございます。昨年は緊急連絡網により、自宅からの招集訓練を行ったところでございます。また、本年も9月6日に訓練を予定しております。

こういった訓練については、十分にやっていかなければならないというふうに考えております。また、住民の避難のための経路とか、避難場所が十分に周知されているかということでございますが、観光客に対する誘導等もあわせて、住民の避難場所の周知につきましては、広報紙や消防団との防災訓練時に周知を図っております。また、避難誘導につきましても、平成9年から海岸線を中心に、日本宝くじ協会の補助によりまして、太陽電池式の避難誘導看板を10カ所、また避難場所看板を13カ所を設置し、さらには町単独でも避難誘導看板を2カ所、そして避難場所看板12カ所を設置してまいりました。これも地域住民だけでなく、観光客へも

配慮したものでございます。

このように、十分か不十分かといえますと、十分というよりも、十分に越したことはございませんが、さらに常日ごろから住民への周知は、先ほど議員のおっしゃるように、いつ災害が起きるかわかりません。そういった中で、十二分にやっていきたいと、このように考えております。

また、今年度、津波の防波堤の計画につきましては、本年度は浜の海岸に防波堤を整備する予定になっております。

10番（浅野玄航君） どうもありがとうございます。

それぞれのことに対する対応、これが進んでおるようでございますけれども、先ほども申し上げましたように、一番大事なのは啓蒙であり、周知であると。注意を喚起するということであろうかと思えます。これにつきましては、あるものを利用してほしいというのではなくて、どこに何があって、それをどうやって利用するのかというような広報的な活動を常日ごろおろそかになさらない、そのような心構えでお願いしたいと思えます。

特に私が危惧しておりますのは、これから先の夏のシーズンでございます。御宿町の場合、自然災害の中で最も怖いのは、やはり津波であろうというふうに思います。先ほどから合併問題に関して財産のお話も出ておりますけれども、一番大事なのは生命という財産である。これはどなたも認めるところだと思えます。少しの不安も解消できるようにご努力いただければと、そのように思います。

次に進ませていただきます。

やはり、先ほどから合併、合併と、耳にたこができるように合併、合併と出てますけれども、やはり私もこの問題に少し触れさせていただかなければならないと思っておりますので、お許しいただきたいと思えます。

私自身、合併協議会の委員として参加させていただいております。その中でも不明な部分がたくさんあり、また、現に難航している場面、これも多々ございます。当初の進度予定、第2回あたりで出していただきましたけれども、この予定に対して私はどれぐらいのスピードでいっているのかなというのが、ちょっと自分でもわからない状況になっているんですけれども、この合併協議会の協議の進捗状況に対して、町長としてどのようなとらえ方をしておられるのか。また、私たちにはできないこと、他の市町の首長さん方との会談の機会、これも大きな情報交換の場であろうと思えます。

そういう中で、他の市町の首長さん方がこの合併協議の進行、あるいは先行きについてどの

ように見通しを立てていらっしゃるのかなということは、非常に私たち興味というよりか、情報として欲しいところでございます。もし差し支えなければ、その辺を町長さんにご指導といいますが、情報を少し分けていただければなど、そのように思います。

さらに、先ほどからの話に出ておりますけれども、字の名称については、地域住民の意向を十分に考慮するという協議内容に変更をされました。これは御宿町からも提案させていただいたことでございます。したがって、町として具体的にこの件についてこれからどういうふうに対応していくおつもりなのか。そんなに時間はかけられないことだと思いますので、その辺のところをひとつご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から、後半の質問についてお答えさせていただきたいと思いますが、合併協議会の協議内容につきましては、毎回の区長会の中で報告をさせていただいてございます。そうした中で、今回、御宿町の提案により字区域の問題についても修正案が出されたということも、区長会の方にもご報告もいたしました。今回、区長会の方も臨時に、今月の9日に区長会を開催する予定になっております。

そうした中で、区長さん方にお諮りいたしまして、どんな方法で地域住民の意向が確認できるかというようなところも協議をさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 首長の会議でということでございますけれども、先般集まりがありました。各種の事業の補助金の情勢について、公共団体に対する運営補助金について、公共団体の取り扱い等についてということまで話がありましたけれども、まだ最終的な結論には至っておりませんで、事務局から提案されたことにつきまして、これはこういうふうにした方がいいんじゃないですかという話はしましたけれども、結論的な話には至っておりません。これから会議が進むにつれて、毎月1回程度、ということは合併協議会の5日から10日前あたりに首長会議を開いてはどうかという意見も提案されております。事務局は一生懸命やっているんだから、もう要らないんじゃないかという意見もありましたけれども、一応基本的には合併協議会の5日ないし10日前に首長会議を開きたいと、そういう意向でございました。

10番（浅野玄航君） 総務課長がお話しいただいたところ、やはり区長会というのは非常に大事で、そこから区におろしていくという形になるかと思っておりますけれども、ぜひお願いしたいと思います、区長さん方に、この件についての趣旨、字を決めるのは非常に大事ななどと、

それでいいなら、それでいい、そのままでいいなら。だけれども、こうしようじゃないかと。例えば御宿という名前をどこかに残していこうじゃないかという話も出てくるかもわかりません。あるいは心機一転でまるっきり違う区の名前に、字にしようじゃないかという名前も出てくるかもわかりませんが、この問題の趣旨について十分ご納得いただいて、そして区なら区で協議していただくようにお話しいただければ幸いです。

次に、今町長さんからお話しいただきました。実は私が質問いたしました趣旨は、公式の会合でどんなことが行われたということではなくて、雑談の部分の話を聞かせていただければなという気がしたんですけれども、今の町長さんのご説明ですと、何か雑談の部分というのは余りないような、そういう首長さん方の関係なのかなという気がいたしまして、非常に不安になりました。やはり、私たち協議会の委員で公開の場に出させていただいておりますけれども、それよりもっと大事なものは、ある程度の政治的調整役としての首長さん方のお立場が、最後は前へ進める、あるいは後ろへ戻す、どちらの結果といたしましても、ポイントになるのではないかと、そのように私は感触として持っております。

これ以上伺っても、先ほどのお答えより先へ進まないと思いますので、これで終わりにしたいと思います。

さて、最後に、私はこれまで町民の皆様から、おこがましいですけれども、負託された立場として、4年間で、今回を含めて6回の一般質問の席に立たせていただきました。これは、やはり質問を毎回認めてくださいました議長並びに議運の委員さんに対して、本当に機会を与えてくださったことに対してのお礼を申し上げたいと思います。

さて、その中で、9月もごさいますけれども、今回が任期内最後の質問の席になろうかなと思いますので、これまでいろいろ質問をさせていただいたり、提案をさせていただいたり、そういう中から何点か取り上げて、これまでの成果と今後の取り組みについて再確認をさせていただくとともに、私自身の自己評価にもさせていただきたいと、そのように思っ取り上げさせていただきます。後の方もごさいます、時間もありますので、羅列的に並べて伺いますので、町長並びに関係部局の方は、おれの担当だな、私の番だなと思う部分についてお答えいただければと思います。これは4年間ですべて取り上げさせていただいた問題です。ご記憶の中にあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず第1に、数年前に住民アンケート、すばらしい資料が出てまいりました。その結果を踏まえまして、管理職率先垂範のもとに、住民への対応を初めとする資質向上と研修に取り組むんだと、そういう決意を披露していただきました。これらは当然数字にあらわせる筋合いのも

のではございませんが、これまでの成果をどのように内部評価なさっているのかなということ
をひとつ伺ってみたいなと思っております。これにつきましては、できれば担当の部局とい
いますと総務課になるでしょうか。総務課長さんだけではなくて、最高責任者の町長のお話も伺
えればなど、そのように思います。

2つ目です。各種委員会、協議会、その他の諮問委員会、たくさんあります。30幾つあると
私は認識しておりますけれども、こういうような会に対して、住民、利用者の参加を公募も含
めて積極的に進めるべきだという指摘をさせていただきました。これにつきましても、前向き
に取り組む方向で進んでいる、そのように私は感じております。今現在、どのような状況にな
っているのかなということです。特に、私、公民館、記念館、資料館、町営プール、こういう
ような多くの町民が直接利用する施設、これらの運営協議にはぜひ利用者公募の選出委員の視
点、これが不可欠だろうと、そのように申し上げてまいりましたし、今でもそのように思っ
ております。この点について、検討あるいは実行へ向けての準備はされておるのでしょうか。

3つ目です。御宿町では数年前に他の多くの自治体に先駆けて、情報公開条例というすばら
しい条例が施行されました。それ以来、本日まで情報開示の請求、公開の実態、これがありま
したらご説明いただきたい、そのように思います。

羅列的で申しわけございません。

次に、御宿町表彰規程、これの適用については、昨年度はこれまでと違った視点からの検討
がなされ、該当者のあるなしは別といたしまして、大変喜ばしいことだと私は思っております。
これは今後も後戻りせず、より一層間口を広げて積極的に取り上げていただきたいと強く要望
いたします。この件については、ご答弁はあえて求めません。これは要望として、今までと同
じように進めていただきたいと、そのようにお願いいたします。

次に、先ほど瀧口議員からちらっと出ましたけれども、申しわけありません、ビーチクリー
ナーをもう一回取り上げさせていただきます。昨年度購入して砂浜清掃に大きな成果を上げ、
御宿のかけがえのない白い砂浜、これの保全のために大きな役割を果たしたと思っております。
そこで、去年の夏以降今日まで、通年活用への試行、あるいは検討を進めてきたことだろうと
思います。その成果。さらに、きょうが6月5日でございます。今年の夏の活用計画、これは
数字じゃなくて結構です。口頭で結構ですので、そちらをご説明いただきたい。また、去年の
夏の稼働の反省といたしまして、浜海岸への進入ができず、稼働が不十分であったと、そのよ
うなご報告をたしか去年の9月議会でいただきました。その解決策といえますか、対応策とし
まして、浜駐車場進入口の改良によって十分対応が可能であるというようなお答えをいただい

たように記憶しております。もうシーズンが間近といたしますか、もうシーズンに入っております。この対応策への進捗状況、この辺についても確認させていただきます。

最後です。第5回の合併協議会で、このような資料が、勝浦の委員さんからの資料請求で出されました。夷隅郡市広域ごみ処理施設整備事業関係参考資料という資料でございます。そこで、私たちも反省しなければならないんですけども、夷隅郡市広域ごみ処理施設整備事業、これが何かこのところちょっと忘れられていたような気がいたしております。これで思い出させられたという非常に無責任で申しわけないですけども、こちらの方の計画が、事業計画が現在どのようになっているのか。これまでの経過とともに、合併協議会で示されたこの資料の位置づけ 位置づけてすごくわかりづらい言葉ですけども、執行部の方でとらえられた意味の中で結構ですから、これについてご説明いただければなと思います。

6つほど立て続けにお話ししまして、時間の関係で申しわけありませんけれども、これは自分の分だと思われる担当の方でお話しいただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から職員の資質の向上の取り組み方についてお話しさせていただきたいと思います。

この点につきましては、平成12年の定例会でご意見をいただいております。職員の資質の向上は、住民サービスの向上、また住民参加による行政推進の前提となる基本的な重要な事項でございます。そうした中で、常日ごろ認識し取り組んでおるところでございます。

専門的な習得が地方公務員として必要であり、段階的に合わせて実施しております。各種の公的機関への研修派遣、また公務員に欠けていると言われておりますコスト意識の造成や徹底したサービスの意識の習得のため、民間に企業研修、また千葉県第1の高齢化の進む当町におきましては、高齢化に対しての福祉施設への研修の実施、また職員の勤務評定制度の導入を平成12年度から試みてございます。また、町長の指示によりまして、業務の改善と、職員のやる気、また新しい考えを取り入れるために、昨年度より業務改善提案制度を実施してございます。現在まで、職員からの提案は7件ございまして、うち3件が取り入れられているところでございます。

それから、私の方の分野といたしましては、各種委員会、また協議会ですね、こういった中でそれぞれの委員会が住民代表、またそれぞれ利用者の立場からの意見等の公募委員を含めてどのように進められたかというようなことだと思っておりますが、今まで各種委員会、また協議会、それから諮問委員会等には、住民の代表でございます利用者の立場として、行政区の区長さん

を初めとする住民の代表の方々に委員をお願いしているという経緯がございます。

また、13年から実施されました行政の推進住民懇談会につきましては、委員10名のうち一般公募から2名を委嘱いたしまして、意見を伺ったところでございます。また住民の意見の反映につきましては、お知らせ版、広報等、また住民の皆さんに周知し、電話とかはがき、またメールによって1カ月程度の意見を、公募期間を置きまして行ったところでございます。

また、14年度に策定いたしました保健の福祉運営委員会の町の障害者計画でございますが、これにつきましても、実際に障害者の方々の父兄や、そういった方をお願いいたしまして、実態に即した計画の策定に努めたところでございます。

また、介護保険の運営委員会委員につきましても、15人中4人の委員さんが公募によってお願いしているところでございます。

また、さまざまな知識や技能を持っている町民の皆様方に極力協力していただき、学習活動や実践活動の推進を図るために、御宿町の生涯学習人材活用事業の実施要項によりまして、広く指導者また支援者を公募いたしました。歴史とか芸能、また外国語、それから絵画、写真、園芸など、さまざまな分野、22の分野の中でそれぞれの50名の公募がございまして、人材登録をさせていただき、生涯学習の進展が図られるというようなことになりました。

また、公民館や、それから記念館、資料館、プール運営委員会の委員につきましてでございますが、月の沙漠記念館長、また資料館長、そして家庭教育指導員につきましては、公募によってお願いしてございますが、それぞれの運営委員会の委員につきましては、まだ公募により選出がされてございません。議員のご指摘のとおり、運営委員会の協議は、利用する立場に立っての意見が一番重要なことと考えます。それぞれの運営委員会の構成や実情もある程度あるかと思いますが、できる限り住民の意見を、利用する人の側の意見を反映をさせていただきたいということで、今後も引き続き町長と協議しながら、担当課の方にも指示をしてまいりたいと、このように考えます。

それから、私の方では、情報公開の関係でございますが、情報公開につきましては、利用状況につきまして13年度、これは請求が4人ございました。6件で申し出が1人10件、合計5人で16件の請求でございます。14年度につきましては、請求2人に対して2件。申請が1件、それから9件の合計3人で11件でございます。また、公開率は100%というふうになっております。これらの結果や情報公開制度の活用方法につきましても、町広報紙、町ホームページ等で住民にも周知を図っているところでございます。また、あわせまして行政からの情報提供という観点から、町長の交際費、また町長の公務日誌をホームページの方で公開をさせていただ

いているところでございます。

以上、私の方からの、質問に対してのお答えをさせていただきます。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 他の課長に先駆けまして、一番最初の職員の資質向上に対する取り組みとその効果という中で、担当課長と町長にお尋ねがあったと思いますが、事務を統括する立場からお答えさせていただきたいと思います。

職員の資質向上対策につきましては、先ほど総務課長の方から、いろいろな制度を利用した中で、いろいろな角度から研修とか、いろいろなことをやっていますよという状況の中で、私なりにいろいろ職員を評価といいますか、そういうものを見てみたんですけれども、はっきり申し上げまして数字でどうのこうのという世界ではございませんけれども、3年前等に比べますと、通常の業務をしながら職場研修といえるかどうかわかりませんが、1つの業務の中でいろいろな研さんといいますか、そういうのを踏まえた中で、3年前から比べますと、書類の決裁一つにしましても、指摘事項が、私の感覚では7割は減ったかなというふうな感覚を持っております。

そういう中で、職員として、先ほど総務課長が言ったように、自主的に、単に1つの例を挙げますと、バリアフリー計画にしても、職員自身でやるとか、また通常の、軽い障害者計画なり、いろいろな福祉の計画にいたしましても、介護保険にいたしましても、老人福祉にいたしましても、いろいろな全体の計画があるんですが、そういう計画書の作成に対しましても、最近ただ単に外部委託ということではなくて、職員みずから骨を折って、何とか自前でやろうというような機運も出てきたところでございます。

そういう中で、全体を見ますと、いろいろな研修もそれはそれなりの効果があったのかなと。今後もそういう形で、まだ7割程度と自分自身では思っておりますが、これを100%に近づけるように、今後ともいろいろな角度から研修、研さんを重ねていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） それでは、私の方からはビーチクリーナーの活用状況ということで、昨年導入後、それからまた今年度の利用の考え方というような部分ですが、昨年につきましては、ご承知のとおり途中からということで、購入後8月1日から3月31日の年度末までというようなことで活用させていただきました。購入当時、当初は年間50回程度というような考えでございましたが、実質は何とか55回というようなことで運用ができた。役場の職員等

の、運転できる者が小規模な道路等、あるいはちょっとした片付けについては、これを活用することができたというふうに運用してまいりました。

本年の考え方ですが、本年につきましては、昨年の途中からということに対して、既にもう6月に入りましたが、とにかく年間活用ということを考えております。夏休みは特に、子供たちが休みになった海岸状況というのは、今の目安では、夏休みは毎日一応やろうという考えでおります。そのほか年間を通じて、それ以外はまた予算の範囲で夏以外を割り振るというような考えを持っています。

このようなことで、今回の、昨年からの機械導入については、とりあえず所期の目的は達成できたというような考えでおります。それに引き続きまして本年は年間活用したいと、そのようなことで現在契約をして、これは委託契約ということで進めていきますが、既に準備は整ったということでやっております。

それから、もう1点、広域ごみ処理の先ほどの合併協議会の中での示された資料の問題と、それから今現在のそれらの進め方の経緯というような部分を説明させていただきます。

これにつきましては、既にご承知のとおり、平成3年11月22日に広域の正副管理者会議において、現在の広域ごみ処理施設建設、当時は候補地というようなことから予定地が変わったということで、我々は地元説明を開催させていただきました。その中で、地元ではこれらの広域ごみ処理施設検討委員会というものが平成14年5月から発足し、地元の皆さんといろいろ協議を重ねられてきました。その中で、昨年の8月25日付で、広域市町村圏事務組合へ意見書という形で出されました。これについては、町長から正副管理者会議の中で管理者へと提出されたわけですが、その席上では、本来この意見書の中身を地元としてもう少し精査すべきだというようなご意見がございまして、町といたしましては、ただいま町の行政連絡調整会議においてこれらを調整しております。

以上がその後の概要といたしますか、そのような状況です。

それと、先ほどの議員が申された第5回の夷隅郡市合併協議会、これは5月28日ということですが、その協議第33号に提示された資料についてということですが、そこでは、最後が平成14年1月31日までの状況ということで、この資料の経緯について説明させていただきますと、夷隅郡市の広域ごみ処理施設整備事業関係経緯一覧というものは、平成14年2月15日の広域市町村圏事務組合議会全員協議会に提示された資料です。それから、ごみ処理基本計画概要版、それともう一つ、廃棄物循環型社会基盤整備事業計画書の概要につきましては、平成12年6月に、夷隅郡市環境対策協議会が策定した概要版ということですが、それともう一つ、地元要望書

というものでございますが、これについては、平成12年2月25日に、同じく夷隅郡市の環境対策協議会へ大原町山田六区上区長より要望があった旨、報告された内容です。

それと、次に、現在の平成15年度の広域ごみ処理施設関係予算の状況ということですが、これにつきましては、予算計上の内容とその執行状況について説明させていただきます。これは全く概要となりますが、予算計上の概要というものは、ごみ処理基本計画の基本フレーム、これは人口、将来ごみ量等の内容ですが、ごみ処理方式、事業運営形態等の検証を行う予算として一応計上されているもので、現在その予算については執行はされていないというようなことです。

以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原商工観光課長。

商工観光課長（氏原憲二君） ビーチクリーナーの活用状況につきまして、昨年9月定例議会で議員からご質問いただきましたことにつきましてご説明申し上げます。

昨年8月の作業時に、砂が柔らかくなっている場所でタイヤが埋まり、走行に支障がありました。これにつきましては、9月、10月にかけて業者に点検をしていただき、ビーチローダーのタイヤの空気圧を調節することで、砂浜全域走行が可能となっております。したがって、浜海岸への対応について、浜駐車場からの進入ができるよう入り口の拡幅を検討しておりますが、課題がクリアできましたので、改良はしなくて済んでございます。

以上でございます。

10番（浅野玄航君） 時間がなくなっちゃって申し訳ないんですけども、何点か私、要望ということでさせていただきます。先ほど総務課長から公募の件、これにつきまして、言葉じりをとらえるようで申しわけないんですけども、利用者の視点というのは最も重要なことであるというお答えをいただき、さらにその裏で具体策が全くないというようなことでございますけれども、これはぜひやはり検討していただきたいな、条例を変えなければならないのならば、そういう準備もしていただく、あるいはこちらの方からの修正案の準備が必要ならば、そのような手続も考えないでもないというふうに思います。この点につきましてひとつお願いいたします。

一番最初の件につきまして助役からご説明いただきまして、大変ありがたいと思います。プロとしてのプライド、これが仕事に反映してきている、向上してきているということでございます。もう一つの住民の立場に立った問題の処理、あるいは一人一人の職員が町の顔としての自覚を持ってということのをなお一層進めていただければありがたいと思います。

最後に、井上課長に伺います。これ、ごみ処理基本計画書概要版、整備事業計画書概要版となっております。これは「案」となってないんですけれども、これは確定ではなくて、まだこれから検討の余地があるというふうに理解してよろしいわけですね。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

環境整備課長（井上秀樹君） 先ほど15年度予算というお話を申し上げましたが、この中で、それぞれの……

10番（浅野玄航君） 一言で結構です。

環境整備課長（井上秀樹君） そうですね。それにつきましてはまだ、今後変更される部分があるというふうにお考えでよろしいと思います。

10番（浅野玄航君） 何で私こんなことを言うかといいますと、この概要版に載っている基礎データとほかのデータがみんな違うわけです。今度は新しく合併協議会の方で出てきた人口の推移表と、平成26年度の人口の推計表なんかを見ると18%も違う。18%も、合併協議会で出してきたものの方が人口が少ないんですね。どっちを信用するというわけじゃないですけれども、今現在合併協議会の事務局で出しているものの方がシビアな数字が出ているんじゃないかと、そのように思うわけです。

そうしますと、これに乗っかっているものの人口推計なんか減ってくればごみの量も減ってくる。施設の規模も減ってくる。様式についても検討の余地があるということで、すべて連動して変わってくるということがもう考えられるじゃなくて、そうしてもらわなきゃ困るんだと思います。110トンどころか、私計算したら90トンでも余っちゃうんじゃないかなという感じがいたします。

これにつきましては、広域市町村圏事務組合を構成している管理者、副管理者であります町長、さらにこちらから代表で出てご苦労くださっている委員の皆様方には、十分研究、検討を会の方でしていただいて対応していただきたいと。これは合併をしようがしまいが、当然、あと何年かの間には問題になってくるということになります。したがって、その辺のところを注意を喚起させていただいて、大変失礼ながら言わせていただきます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） これより2時20分まで休憩します。

（午後 2時08分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

瀧口義雄君

議長(伊藤博明君) 3番、瀧口義雄君、登壇の上ご質問願います。

(3番 瀧口義雄君 登壇)

3番(瀧口義雄君) 3番、瀧口です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

1番と2番を順序を入れかえて質問させていただきます。

地上波デジタル放送化に伴う有線テレビ組合の将来的な展望について。

総務省は現在のアナログ放送から地上波によるデジタル放送へと本格的に移行することとし、2011年にはアナログ放送は終わるといふ計画になっております。これは、アナログレコードとCDの信号の違いと同様、クリアで品質保持や情報の多量化にすぐれたデジタル化放送を今後普及させていくためです。

さて、我が町においても、NHK受信難視聴地域に指定されており、さらには航空標識所もあり、受信状況は大変悪うございます。有線テレビ組合を立ち上げ共同アンテナを設置したわけですが、その内容等について二、三質問させていただきます。

総務課長、これは一問一答がいいですか、それとも読み上げがいいですか。

(「じゃ、全体で」と呼ぶ者あり)

3番(瀧口義雄君) アナログ周波数変更等の費用については、国・町としては今後補助金が出るのか。またはそういう検討の余地があるのか。また、組合設置において、NHKはどのような対応をとってきたのかと。町内にどのくらいの組織があり、組合員はどのくらいかと。また、組合員の負担はどのくらいしておるのかと。また、決算状況ですね。また、町の負担としている部分はあるのかと。また、どのような活動をしているのか。

まとめて質問をさせていただきますが、ちなみにほかの地区のことを申しますと何でしょうけれども、私の住んでいるところでは、管理組合ではないんですけども、管理費という中でCATVにかかっている費用というのは、昨年、14年度実績では929万6,462円、15年度の予算としては882万円の予算計上をされています。保守点検、定期修繕、クレーム対応等々でこのくらいかかっております。12年の予測なんですけど、デジタル化に伴う費用というのは、御宿台全体で考えたときには1億2,000万から2億前後かかるという話でございます。

そういう中において、1点目、特にお聞きしたいのは、御宿町は難視聴地区だという中で、

そういう地区を指定してありながら、NHKの対応はどうなっているのか、あるいは総務省ですね。特別な補助金等があるのか、補助制度があるのかと。指定しっぱなしなのかと。その辺特にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から、まずテレビ組合についての対応ですね。有線テレビ組合の設置におきましては、NHKはどのような対応をとってきたかというようなことで、現在有線テレビ組合には町は直接関与はしてございません。今回の一般質問をいただきまして、有線テレビ組合の組合長さんに伺いました。有線テレビ組合は、航空の標識所が設置された後に昭和30年代の後半に設置され、設置時には鉄塔から幹線にかかる施設の一部についてNHKが負担をしたというようなことだそうでございます。また、現在NHKでは衛星放送を打ち上げた際に、このような制度は今実施していないというような、回答でございます。

町内に組合員はどのくらいあるかということですが、おおむね 2,300から 2,500くらいではないかと思えます。というのは、それぞれの受信組合の許容範囲が、1組合 250戸以内というようなことで、現在10組合ございます。また、町が負担しているかという部分では、負担はございません。

それからどのような活動を行っているかということですが、先ほど議員もおっしゃいましたように、組合員から会費を徴収し、主に支線から保安機までの保守管理を行っているという状況だそうです。また、会費の額は、これは工事の場合の個人負担等についても、組合によって違うということでございます。

最後に、今回デジタル放送が実施され、共同アンテナを新たに設置する場合、町としてどのような対応ができるかというようなご質問だと思いますが、現在の状況は、今回12月から東京タワーから電波を発射するという予定だそうですが、埼玉、茨城、また群馬、山梨などの中継局の対応がまだできていないという中で、いきなりフルパワーの稼働が困難であるということから、当面2005年末までに視聴できるのは、都心、また千葉県の東京湾の湾岸沿いの地域に限られるというようなことだそうですが、難聴地域についての受信施設のあり方は、現在検討中ということですが、国、NHKとも2011年の本稼働時に、これは議員がおっしゃるようにアナログの放送の廃止時に視聴ができない地域があってはならないというようなことを言っております。地域間のデジタル放送の格差是正という施策的な配慮から、中継局や共同受信施設の整備に対する財政上の支援措置が講ぜられるものではないかというふうに考えますが、町といたしましても、国やNHK、また関係機関にもそういった要請もしていきたいと、この

ように考えております。

3番（瀧口義雄君） テレビはインターネットやコンピュータの時代になっても、生活の中心にある基盤メディアであるということは、今も昔も変わらないと思います。ましてやこういう先端メディアのステーションという形で生まれ変わるという中において、光ファイバーの設置ですね、これはインフラの整備、ガス、水道、電気と同じように、将来この町にとって不可欠ではないかなと。町単独ではなくても、先駆けて、企業とタイアップしても構わないんですけども、全地域に光ファイバーの設置ですね。これができる形になれば、より住みやすい町になるのではないかなと。これは合併とかそういうのを抜いて、やはり地域の住民が情報をどうやってとって行くかという中で、先進的な事例として御宿町は取り上げていただければ幸いと思っています。

そういう中において、全く次元が違うんですけれども、役場の下に掲示板がございますね。あれは掲示しなければならないという中で掲示板があるんだと思いますけど、あそこだけですよ、ガラスで囲ってあるのは。幾つあるかちょっと不明なんですけれども、せめてインターネットとか、ホームページとかいう前に、住民が直接見るああいう掲示板を、せめて雨に濡れない形で、掲示してもちゃんと見られる状態の掲示にさせていただければと思っていますけれども、企画課長、どうですか。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） 確かに役場前の掲示板につきましては、ガラス戸がついておりまして、風雨によって切れたりすることがない状況になっております。その件につきましては、今後設置場所等を含めて検討させていただきたいと思います。

3番（瀧口義雄君） 見れる状態にしてやっていただければと思っています。経費もそれほどかかる話ではないでしょうから、ぜひホームページとか、インターネットとかいう前に、身近なやつですから、対応していただければと思っています。

続きまして、1番目の質問に戻りますけれども、公営事業に関してなんですけれども、本来町の議会で、また私が国吉の組合議会の議員という立場で、本来質問すべきものではないかなと一瞬思っております。

そういう中において、合併というすべてのものを見直すという中において、やはり議題の1つとして取り上げられる問題ではないかなと。また、公営企業に関してコメントできないという立場であるからこそ、不良債権とまでは言わないですけども、こういうものを新市に合併した場合引き継いだ場合、結果は目に見えておると思います。公営企業、あるいは広域事業で

すね、組合もそうです。入るときは簡単に参加して、抜けるときは抜けられないと。何かどっかの組織とよく似ておりますけれども、金だけはもう自動的に吸い上げられていくと。で、役目が終わったとか終わらないとかという判断はともかく、当時は確かに必要であったものもあると思いますし、また今後も必要であるなというものの精査がどこでなされるのかということに関しては、全く難しい、組合組織という中で難しい面があるのではないかと。また、市町村間の遠慮とか、そういうものが出てきて、なかなか言えないという中において、ずるずる負担ばかり大きくなって行って、費用対効果というものはなかなか難しいのではないかなと。

そういう中において、この合併協議会、次回18日に行われる会議の中で、協議項目の中に国吉病院といすみ鉄道が議案として出てまいります。そういう中において、まずいすみ鉄道について二、三質問したいと思います。

確かにいすみ鉄道、前身木原線ができた当時は、大変、地域の交通の手段としてなくてはならないものであったのではないかなと思っております。ただ、現状を見ますと、利用状況等は、今後質問していきますけれども、果たしてこれはどうかなと思う状況でございます。

そういう中において、いすみ鉄道について質問いたしますけれども、これは一問一答の方がよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

3番(瀧口義雄君) じゃ、そういう形で一問一答の形式で質問させていただきます。

組織体系はどうなっているのかと。これは木原線からいすみ鉄道に変わった時点で、また財産とか、そういうものも今後聞いていきますけれども、まず組織体系ですよね、経営体系といえますか、お願いします。

議長(伊藤博明君) 新藤企画財政課長。

企画財政課長(新藤 研君) 現在のいすみ鉄道についての組織体系でございますけれども、いすみ鉄道株式会社でございます。したがって、株主総会と取締役会で構成されております。今年度はまだ株主総会が終わっておりませんので、前期の事業報告書に基づきまして申し上げますと、代表取締役社長は大多喜町長でございます。副社長につきましても、代表取締役の副社長ということで、代表権を有した副社長として千葉県職員のOBが就任しております。それと、取締役が8名。千葉県の企画部長、勝浦市長、夷隅町長、大原町長、岬町長、御宿町長、それから千葉銀行頭取、小湊鉄道取締役会長でございます。監査役といたしまして2名でございます。それと従業員数は、昨年の資料で33名。常勤の役員を除いた従業員数は33名で、平均年齢は52.4歳でございます。

それから、いすみ鉄道の支援組織といたしまして、いすみ鉄道対策協議会がございます。これは、夷隅郡市1市5町の市長、町長、正副議長で構成されているものでございます。それから、沿線3町におきまして、いすみ鉄道友の会という団体が組織されております。こういうような状況でございます。

3番（瀧口義雄君） 現在の資本金ですね。それとあと基金がどのくらいあるのか。それと、御宿町はどのくらい出資しているのかと。職員の給料体系はともかくそれは結構ですけども、当然無配で無給役員と思っておるんですけども、その確認です。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 資本金につきましては、払込資本として2億6,900万円でございます。御宿町の出資額は440万円、持ち株比率といたしましては1.6%でございます。それから、基金でございますけれども、13年度末の基金残高で申し上げますと、鉄道経営対策事業基金ということで、12億407万5,000円でございます。

3番（瀧口義雄君） 1番の質問で、取締役が千葉県知事堂本から脱退したと。なぜ脱退したのか。危険な船には乗りたくないというのが基本的な考えなんでしょうけれども、県の基本的な考えですね。いすみ鉄道に対する県の考えですね。当然知事が取締役をやらないというのは、経営状況が悪いし、考えられるのは今後手を抜いていこうと。また、比率に関しても、比率どおりという形で、県の負担金は例年どおりと、市町村の負担が増えていると。その辺の比率と負担割合、次と重なっていきますけれども、重ねて質問いたします。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 最初に、千葉県知事がどうして取締役から抜けたのかということでございますけれども、平成13年度の株主総会におきまして、千葉県知事から大多喜町長へ、代表取締役が移るという見直しが行われたわけでございます。そのときの見直し理由として、県の考え方といたしましては、1つにはいすみ鉄道の支援組織でありますいすみ鉄道対策協議会の会長であり、従来から副社長でありました大多喜町長が適任であること。2点目として、迅速な対応や円滑な事務執行を図ることができるということ。それと、3点目として、他県の旧国鉄から第三セクターへ転換した鉄道の代表取締役社長は地元市長、町長が多いことなどということで理由を挙げております。

それと、これと並行いたしまして、知事が社長に就任しないことに伴いまして、県が従来と変わりにくいすみ鉄道に関与することや、鉄道の安全輸送の確保のために、実務に専念できる常勤役員に対して代表権を付与する必要があるということで、従来は専務取締役として常勤の

県のOBが就任していたんですけれども、この専務を選任しないで、代表権を持つ常勤の副社長を県職OBとする方針で、平成13年度の株主総会で承認されたようでございます。

次のご質問の、各自治体の費用負担が増えている中で、今後の行方ということに対するお答えですけれども、確かにいすみ鉄道の経営安定対策事業に対する各市町の費用負担は、13年度から14、15と増加傾向にございます。この理由といたしましては、1つにはいすみ鉄道の経常損失額の増加によるものでございまして、もう一点は県の補助金が13年度以降同額となっているために、経常損失の増加分が各市町の負担となっているところでございます。

そういう中で、今後の見通しといたしましては、県の補助金が16年度以降どうなるかということが当面の課題であります。この点につきましては、千葉県の極めて厳しい財政状況の中で、県の交通計画課から、今後のいすみ鉄道の経営をどのように改善していくのかという具体策を会社側に求めておりまして、現在、運行本数の見直しであるとか、車両更新時期の再検討などが行われておりまして、いすみ鉄道対策協議会の部会の協議事項になっている状況でございます。

3番（瀧口義雄君） 次に、今大体言われましたけれども、経営指数ですね。100円稼ぐのに幾らかかるかと。また、それにあわせて、18日の協議内容には経営改善を指導してという1項が入っていますけれども、年々乗客が減少している中で経営改善というのは内部の話なんでしょうけれども、その辺、今後の見通しですね。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは初めに、系数について申し上げます。

平成13年度決算で申し上げますと、経費の合計を収入合計で割りました営業系数という指標をいすみ鉄道の資料では使っておりますけれども、これで申しますと201%でございます。経費と収入額が同額であれば、営業系数は100%ということでございますけれども、13年度決算では、収入額の2倍の経費がかかっているという状況でございます。

それと、改善計画、今求めている状況でございますけれども、平成12年度に県の指導もありまして、経営改善計画をいすみ鉄道としてはまとめております。しかしながら、その改善計画を策定した以降ですね、逆に経常損失の額が増えていってしまっているという中で、今非常に会社としても厳しい見直しをしているところでございます。具体的には、先ほど申しましたけれども、運行ダイヤの見直しであるとか、車両更新時期を先延ばしをするというような、非常に安全運行という面で、ちょっと厳しいような状況の見直しを行っているところでございます。

3番（瀧口義雄君） 去年の11月ですか、議員研修会がありまして、そのときにいすみ

鉄道の質問が出まして、県議の答えですけれども、重要施設である鉄橋や車両の交換時を迎えた時点で経営を見直すという答弁がありましたけど、その時期はいつなのかと。また、近年地震も起こっております。そういう中で、鉄橋の地震対策は万全なのかと。建ててから相当数の年数がたっておりという中で、補修が行われているのかいないのか、ちょっと不明ですけれども、鉄橋が不備で乗客に万一のことがあった場合、これ地震ですよ、天災、があった場合補償があり得るのかと。また、どのような対策がとられているのかと。また今後とるのかと。この質問です。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） それではまず車両更新でございますけれども、当初、平成17年度から車両更新については順次行いたいという会社からの説明がございました。しかしながら、現在協議しております改善策への私ども部会からの提案の中には、修理できるものは、できるだけ修理して使うことも考えるべきではないかというような意見もありまして、車両更新時期、あるいは方法について、あわせて検討されているものと考えております。

ただ、車両の老朽化は進んでいることは確かなようでございまして、運転途中の車両故障と申しますか、大きなトラブルではないようですけれども、事実発生しているようであります。それから、鉄橋でございますけれども、全部で33の橋梁があるということで、この一部が老朽化をしているというようなことで、平成12年度、13年度、14年度と検査を行ったようであります。その結果を申し上げますと、運転保安等に対する影響として、将来脅かす可能性があり、3年以内に対策すべき損傷橋梁が1カ所あったようでございます。それと16橋梁が10年以内に対策すべき損傷があるというような結果でありまして、この3年以内に対策すべき橋梁につきましては、工法等を決めて補修をしていくというような説明もございました。

それと、地震が発生したときの対応といたしましては、社内基準として震度4の地震があった場合には、地震が発生後あらかじめ定めてある要注意箇所の安全を確認した後、毎時25キロメートル以下の徐行運転を行う。また、震度5のときには、全列車の運転を停止し、線路の安全を確認した上で、異常がないことを確認した後運転再開というような基準だそうでございます。

それから、補償対策ということでございますけれども、地震が起きた場合のケースは対象とならないようでございますけれども、現在、全国第三セクター協議会を通じて加入しております保険の内容を申し上げますと、人身事故の場合、1事故最高50億円だそうでございます。

それと、土木構造物につきましては、年2回まで1億円。それと、車両については、1両当

たり1億円というような内容だそうでございます。

以上です。

3番（瀧口義雄君） 国鉄も木原線からいすみ鉄道に変わり、今日まで地域の交通手段として貢献してきたものと十分認識しております。

そういう中で、自治体も大変経営が厳しいと、財政状況が厳しい中で、応分の負担がだんだん増えていくという中で、本来そうあるべき姿の夷隅町は、町民の利便性からシャトルバスの施策をとっています。本来一番乗降客の確保について努力すべき町が、相反する施策をとっているという中で、いすみ鉄道経営健全化に伴って、最も身近な取り組むべき自治体がこのような状況なので、御宿町としては、広域組織への負担が増加する中で、いすみ鉄道に経営参画していることに対してどう思うのかと。これは合併協議会で議題にのるという中で、会社の解散、離脱、あるいは基金が12億あるという中で、発展的解消も考えられる状況の中で、町長はこういう状況を見て今後どう対応していくのか。

それと、これは私自身の考えなんですけれども、存続するという形の中で、これは合併した場合、新しい市が経営を引き継ぐということはいかがなものかという考えは、個人的ですけれども持っております。そういう中で、経営者の一員としての町長の考えをお聞きしたいと思います。また、経営者会議もありましょうし、そういうところでどういう意向を今後示していくのかということを一言伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今のご質問ですけれども、なかなか答えにくい質問でございまして、先ほどから言われておりますように、今経営改善計画を作成中でございますし、この間の取締役会には私はちょっと都合が悪くて出席できませんでして、その後の説明を聞きましたら、その席では、今、やはり何らかの方法を考えるべき時期ではないかと。ということは、県の財政も厳しいし、支援もなかなか今後難しいのではないかと。そういう中で、町としての負担が増えることも好ましくないし、ましてや地震等ありまして、鉄橋も33カ所ということ、そしてその築造が随分昔であるということに対しまして、そのことを考えると、今後の経営が好転することとはまずあり得ないだろうと。

つきましては、基金のあるうちに代替の輸送を考えてはどうかというような説明はこの間しておきました。公の席でも、大原の町長もそんなことを言っていたというふうに聞いておりますし、今後経営の改善計画の中身によっては、逐一そういうことを申し上げていくべきではないか、そのようにも考えておりますし、当面は高校生の足の確保ということが第一のことだと

は思っておりますけれども、やはり町としては負担金をしなくちゃいけない、そういう問題から考えますと、この辺で見直しを考えていかななくてはならない時期ではないかと、そのように考えておりますけれども、合併協議会その他については継続審議になるうかと、そのように考えております。

3番（瀧口義雄君） 大変感心しております。やはり企業者の町長ということで感心しておりますものの、協議会等で意見を述べていただければ、方向性も見えてくるのではないかなと思っております。

同じく、国保国吉病院について同じような質問をさせていただきます。

私も組合議員として出席している中、質問は不見識かと思っております。同じようなことで、合併というすべてのものを包括して見直すという、このいい機会をいただきましたので、改めて国吉病院、地域医療のあり方等について質問させていただきます。本来これは田中課長が答えるべき筋のものではないと思っておりますけれども、たまたま担当課長ということなんでしょうけれども、簡潔明瞭にお答えいただければと思っております。

まず、国吉病院ですね、シルバーハピネスもあるという中で、職員数、医者も含めてどのくらいか。これは正規の職員という言葉が正しいのかどうか、それがどのくらいいるのか。それと、地域別に採用状況はどうなっているのか。御宿から何人とか、勝浦から何人とか。

また、私は長い間御宿に住んでいますけれども、国吉病院の組合の職員の採用というものを、いまだかつて見たことがないんですけれども、どういう募集方法で、どういう方式で、どういう試験をやり、だれが採用していったのか、全くわからない。その辺の説明をしていただきたい。それと、重ねて組織形態はどうなっているのか。近年の収支、経営の収支ですね。とりあえずはそこまで、ちょっとお答え願えればと思っております。

議長（伊藤博明君） 田中保健福祉課長。

保健福祉課長（田中とよ子君） お答えいたします。

国吉病院組合では、現在病院事業、介護老人保健施設事業、それと居宅介護支援事業の3事業を行っているところですが、まず組織についてなんですが、国吉病院組合組織につきましては、一部事務組合として5つの町で構成されています。その中にありまして、議会組織として定数18名の議員で構成されております。議員の構成数ですが、夷隅町で5名、大原町4名、岬町3名、大多喜町3名、御宿町3名という議員構成になっておりまして、管理者は夷隅町の町長、そのほかの町長につきましては副管理者ということで組織されております。職員の数ですが、職員につきましては診療部門、事務部門、そういった中で3局1施設、183名の職員数で

す。

今ご質問の、どういう形態になっているかということですが、医師が14名、医療技術、これには調理員ですとか、リハビリの職員ですとか、レントゲン技師ですとか、そういったものを含めまして29名、看護師が65名、事務職が24名、これは国吉病院、それと居宅介護支援事業の部分です。それと老健施設ですが、技術部門で39名、事務系で12名、合計で 183名という形態になっております。

この職員の地域別の分布になりますか、これにつきましては、医師を除きました部分で常勤、夷隅町が53名、大原町が33名、岬町が33名、大多喜町が10名、御宿町が8名、勝浦市から3名で、そのほかの睦沢、茂原、長生村、一宮と、それぞれのところから30名の職員が通勤しているという状況です。

この職員の採用についてということで事務局の方へ問い合わせしましたところ、技術職、専門職につきましては、ハローワークですとか、新聞の折り込み広告、それと専門学校への依頼ですね、紹介等によって募集をしているということです。事務職につきましては、最近採用ということはないというふうに聞いております。1名、12年に採用したということですが、特に広報しているというようなことはないそうです。

それと、近年の経営の収支ということですが、決算上の数値なんです、平成12年度末は累積赤字で1億6,070万7,000円。13年度末ですが、4,761万1,000円の黒字となっております。このときの平成13年度の経常利益につきましては2億800万円ということです。ただ、14年度の決算についてはまだ示されておりませんが、約630万円ぐらいの純利益が計上できるのではないかと聞いております。ただ、この中には5町からの繰入金が含まれておりますので、決して良好な経営状況とは言えないと思います。

3番（瀧口義雄君） 新たに病院建設の計画が出ております、基本設計、実施設計までいっておるという中で、19年度着工、完成という形になっております。土地の取得にも今入っているようですけれども、新しい病院経営ですね、この経営方針がどうなっているのかということはまだ不明な状態です。それと合併するしないにかかわらず、180名という、御宿町より大きい数字の多い人員が新市に移動すると、市の職員になる。これはもう合併の趣旨から相反することだと思います。

一番硬直化するのが公務員ですね。要するに市の職員。これを削減するという大目標なのに、これが増えてくるという相反することですね。また、どうしても病院をつくってやるというなら、公設民営という方法もあり得ると。また、北社会保険病院ですか、300億をかけて建てて

4月からオープンということですが、それもやめたと。民間に委託するという話も聞いております。多大な経費をかけて、地域医療という大義名分を言えば、これはすべて消えてしまいますけれども、それでさえ自治体がもう負担に耐えられないという状況の中で、新市に移行というのは、これはいかなものか。

そういう中で、これは99年の国吉病院改築マスタープランに乗っております。実際の建設段階でどのようになるのか極めて予測しがたいと。したがって、今後病院会計等検討委員会を設置し、経営改善についての方向を検討し実行することが必要ですと。もう新しい病院をつくれば赤字になっていくと、明確にこのマスタープランがうたっております。

そういう中で、建設の是非　　今、是非というものはこの場では言えないんですけれども、合併でこれを引き継ぐか引き継がないかということは、町長は管理者という立場の中で、ぜひ町の姿勢を、また医療機関ということも観点に置いて、今後どう対応していくのか。

ただ、私が思うに、1,000何人になってしまうと、数字は持っておりますけれども、180人も市の職員になるなんてとんでもない話だと思っています。人事面で一番リストラできないものを、今ここでしておかなきゃできないと。町長間で遠慮もありましょうけれども、そういうものを抜きにして、今後町が生きていくという形の中で、ぜい肉を落とすという形のものも必要ではないかなと。また、近年民間の医療機関ですね、大変高度に発達しております。救急体制も整っております。ドクターヘリも御宿町では対応がとれています。また、ドクターつきの救急車の導入も考えられます。

そういう中で、再度この機会に、この国吉病院の改築、また経営について見直すというご提案を、町長はこの協議会において意見をなすことができるのかということを知りたいと思います。

議長（伊藤博明君）　吉野助役。

助役（吉野和美君）　合併協議会で、今後そのような話を町長として提案していくかというご質問でございますけれども、それも先ほど新井議員の質問もありましたとおり、次回の議員協議会等で、またそれは議員と意見交換の中でまた考えていくべき話もあるかというふうに思います。それは別に提案として協議会に出すかどうかというのは、その辺のところでもた今後協議していきたいと思いますが、原則論といたしましては、ご承知のとおり、国吉病院は今一部事務組合ですが、当然新市になった場合、新市に引き継ぐと。これは地方自治体が事業主体になるというのは、これはもうわかっている話で、前回の協議第28号で、職員はすべて新市に引き継ぐんですという確認は既になされているわけでございます。

そういう中でありますから、今後経営の仕方とか手法はまだ協議されていませんから、そういう面についてどうあるべきかという提案はできるかなというふうに思うんですが、要するに病院経営は地方公営企業法上の財務会計を適用しております。それは法的に適用しろとなっていますが、全面的に他の財政部分だけじゃなくても、条例で定めれば全部が公営企業として対応できるという部分が条文に載っておりますが、これは地方自治法の特別法であります地方公営企業法で明確にうたっているところがございますので、その辺のところを踏まえて、要するに公設なのかどうなのかと、公設しかないんですけども、事業主体は新市ですけども、あとの経営手法をどうすべきかというのは、今後の協議にゆだねる部分がまだ残っているかなというふうに考えますので、これらも議員協議会でいろいろ議論していただければありがたいなというふうに思っております。

3番（瀧口義雄君） 一部事務組合、これは新市に引き継ぐという形になっております。そういう一部事務組合等々を全部引き継いでいくというようになったら、結局全部の重荷を新市に引き継ぐと。それで特例債もやるとなったら、破綻が目に見えているのはわかっていると思うんですけども、ここでそういう思い切った形で、合併というこの機会をとらえて、そういうものを処理しない限り、新しい市の展望はあり得ないんじゃないかなと。それはやはりあそこの協議会で 私も出ておりますけれども、まず議論の余地はないということは助役もご案内のとおりだと思っています。

そういう中で、夷隅環境衛生組合ですね。これはし尿処理は一般廃棄物ということで、ほかの国吉病院といすみ鉄道とは案件が違うということは十分承知しております。そういう中で、今後下水道設備ができるのは夢のような話でしょうし、この組合の形で続けていくのか。また新市に引き継いだ場合、これまた市の職員になっていくと、組合ということでね、承認されているということの中で。大変昔はやっかいな仕事だったという中で、これは独占的な企業で、全く競争原理が働いていないということを申し上げて、質問は同じような、多分答弁になると思います。経営改善をなさっていただきたいと思います。合併を機会に新たな出直しを図ると、大変いいチャンスではないかなと思っています。また、合併できないような状況であっても、新たに見直すという、公に議論ができるというこの最大のチャンスをぜひとも町長は生かして、今後の町政運営に当たっていただければと思っています。

以上です。

議長（伊藤博明君） これより3時20分まで休憩いたします。

（午後 3時10分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

石井芳清君

議長（伊藤博明君） 7番、石井芳清君、登壇の上ご質問願います。

（7番 石井芳清君 登壇）

7番（石井芳清君） 7番、石井です。

それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

本定例会で議論し尽くされた感もございますが、よろしくご答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず、合併協議会についてであります。合併協議会も5回を数え、合併像も次第に明らかになってまいりました。また、きょうの議論などを聞いておりましたも、率直な疑問がわいてまいります。新市の人口は、ちょうど御宿町の10倍となります。スケールメリットがあるならば、何もかもが10倍よくなって当然というのは、住民の皆さんの率直な思い、そういうささやかな希望ではないでしょうか。サービスを郡市の低い方、中ほど、高い方という程度のレベルは、余りにも目標が低いのではないのでしょうか。10倍は無理といたしましても、県内トップ、関東、全国一という目標になぜならなかったのか。調整方針が決定しておりますので、あえてお聞きする次第でございます。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは、スケールメリットということでございますので、私の方からご答弁させていただきたいと思えます。

議員もご承知のとおり、現在行われております平成の市町村合併のきっかけは、第1点は財政問題であります。国と地方の財政構造の転換を行う必要があるということでございます。また2点目は、地方分権改革の推進という総合的な行政主体としての市町村の体制整備。3点目は、長期的で深刻な問題であります少子高齢化社会への対応であると言われております。

ご質問のように、合併によって人口規模、自治体規模が大きくなることによるスケールメリットや公共施設の利用範囲が拡大されるなど、行政サービスが高まるわけでございますが、これは人口が10倍になるからサービスも10倍とは、少なくとも財政面では言えないわけでございます。

夷隅郡市の1市5町の合併しない場合の財政推計の試算を見てもおわかりのように、現在の行財政制度が継続すると仮定いたしましても、各市町とも近い将来財源不足になるであろうという見通しでありまして、収支を維持していくには、行政改革の推進だけではなく、事業の縮小など、住民サービスの低下を招くことも予測されるわけでございます。

したがって、合併によるスケールメリットにつきましては、まず第1に財源不足を解消するために充て、将来とも住民サービスを低下させない財政基盤をつくることになると考えます。財源不足を埋めた後、さらにスケールメリットに余裕があるならば、合併関係市町村の行政水準を上回る行政サービスについて考えていくことが1つの考え方ではないかと思っておりますので、合併協議における各項目の調整水準で目標が低いのではないかという点につきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、これにつきましては、小委員会に提案されております新市建設計画素案の中に施策の基本方針として、施策展開の目標の1つに新市の目指すサービス水準として示してございまして、県内同規模自治体のサービス水準を上回ることを目標とするという案が予定されております。今後、具体的なスケールメリットや各項目の調整方針、さらには主要事業などの財政的な調整を行いながら、合併後のサービス水準を目標に近づけていくことになると考えております。ただ、財政面だけの議論ではないということも、財政がこれだけだから行政サービスもこれだけだという部分だけではないという考え方ももちろんあるかと思っております。

7番（石井芳清君） 財政の問題等、幾つかお話をされましたが、それでは端的にお伺いをいたしますが、今現在の調整状況の中で、検討状況の中で、合併した場合何が解決できるというふうに思われるのでしょうか。それについてお答えをいただければと思っております。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 先ほども申し上げましたように、今予測されております将来の財政の収支の不足、これについてはある程度の見通しが立って、財政基盤が確保されるというように考えております。

7番（石井芳清君） 私も資料をいただいて見せていただいておりますが、先ほど何名かの議員も質問されておりましたが、合併した場合と合併しない場合とでそれほど大きな差異がないというのが、大枠でいってそういうふうに言えるのではないかなというふうに思います。

そもそも何で合併をすべきか、そういう大きなビジョン、大志がなかったというのが、逆にいうと指摘されたとおりではないかというのが現在の実情ではないでしょうか。私、今の国の施策に対して差異を申すわけではありませんが、例えば 特区、経済特区とか、教育特区と

かいろいろありますが、これは非常に不十分な制度だとは思いますが、そうした中で、地方分権の中で、独自の施策展開、行政展開を目指す、そういう自治体もあるやに聞いております。新しいものにどういうものを目指していくかという大きな志があれば、もっとスムーズな合併協議も、逆に進んだのではないかなというふうに思うところでありまして。これはそういうことを言ってくれということではなくて、この間の経過について、私なりの所感を申し述べたまでであります。

次に進みます。

それではもう一点であります、そもそも自治体とは何なのかという議論もやはり欠けているのではないかと思います。目指すべきは、自治体らしい自治体ではないでしょうか。机上の文章、数値だけで議論するということは大変危険ではないかと思います。例えば各種計画の策定についても、きょうの答弁もございましたが、企画、立案まですべて外部委託をし、お金だけを決済で済ます、こういうような計画、またそういう自治体も多いというふうに聞いております。また、1から10まで住民と汗を流しつくり上げる計画とでは、同じように見えても、結果において天と地の差が生まれてくるのではないのでしょうか。

先ほどの質疑の中でも、例えば総合計画、各種計画などについても、総務課長、答弁あったとおりであろうというふうに思います。

合併による自治の希薄に対する懸念の対策が検討課題とされております、また議論も一定されているように聞いておりますが、今まで以上に自治が豊かに発展する状況、その保証、それはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 非常に難しいご質問でございますけれども、新市建設計画、素案でございますけれども、この地域の発展の可能性ということで4点ほど示されております。その発展の可能性については、いずれも夷隅郡各市町共通の可能性でありまして、これをどのように具体的に発展させていくのかということになりますと、素案の中には、新市づくりの理念の案といたしまして、住民と行政との共同参加のまちづくりを目指すがございます。また、施策の基本的方向の中にも、住民参加型システムの構築という内容が盛り込まれておりまして、今まで以上に住民と行政との協働が必要であるということを示唆しております。

ご指摘のとおり、各種計画の策定についても、住民参加、住民による行政参加というものが今後求められてくるわけで、それを建設計画の中でも盛り込んでいると。素案でございますけれども、そういうような状況でございます。

7番（石井芳清君） 具体的にはある程度までそれが明確になってきているのでしょうか。それともこれから協議されるのでしょうか。少なくとも御宿町のこれまでのそうした、住民とともに作り上げてきた、そうした施策展開、執行状況以上のものが形として、目標としてもできるのでしょうか。それについてお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 新市建設計画素案につきましては、今現在、小委員会での協議となっております。その資料につきましては、合併協議会の委員さん初め、傍聴された方にも恐らく配付されているものと思います。その中で、今私お答えしたわけでございますけれども、少なくとも1市5町が仮に1つになったといたしますれば、より今まで以上に、やはり住民参加というものは求められてくるものというふうに考えております。

7番（石井芳清君） まだ具体的にはそこまでの議論はされていないということで確認してよろしいですか。わかりました。

人口も10倍になりますし、面積も大変広がります。そういう意味で、これは本当に大事な課題であろうと思いますし、これを見せていただきましても、合併したからといって、決して財政がバラ色の状況はないというふうに思います。

そういう中で、本町は大変小さいながらも、これまで住民とともに汗を流しやってきたということが、これからの財政的な難局を乗り切る上では大変大事な課題であろうと思いますし、それを抜きにしては、どのような自治体も、逆にいえばこれからは成り立たなくなってくるのではないかと思いますので、その辺については留意をいただいて協議を進めていただくようお願いをいたします。

次に進みます。

平成15年度以降、16年度からの実施計画について伺います。

間もなく今までの実施計画も15年度までということで終わりにするというふうに思いますが、この次期実施計画の策定の基本方針などについてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 平成15年度以降の実施計画というご質問でございますけれども、現在公表されておりますのは、議員さんお持ちの平成13年度を初年度といたします、平成15年度までの3カ年実施計画でございます。これにつきましては、毎年達成状況について予算決算ベースで把握いたしております。また、平成14年度からの3カ年をローリングするという作業も行っております。

今後、平成14年度決算がまとまるわけですが、これと15年度当初予算を踏まえまして、まず第1に15年度からの3カ年をローリングする作業、それと平成16年度からの3カ年の財政計画とあわせた実施計画をまとめる予定でございます。

財政の見通しといたしましては、普通交付税の財源不足を補てんする臨時財政対策債が、一応平成15年度までの措置でございまして、16年度以降も続くのか、あるいは三位一体改革による税源移譲が実行されるのか、現時点では流動的であります。

したがって、財政計画の策定だけではなくて、財政計画の中身も相当厳しいものになりそうではありますが、可能な限り基本計画に盛り込まれた基本施策を具体化していきたいと考えております。ただし、先ほどの一般質問の中にもありましたとおり、行政改革にも示しております行政評価システム等により、縮小、廃止していく事業もあり得るということをご認識いただきたいと思います。

7番（石井芳清君） わかりました。

基本的な執行についての考え方ではありますが、今、総合計画をきょう持ってきましたが、例えば、繰り返しますけれども、住民自治のまちづくりということで、節を設けて指摘もしておりますけれども、同じような意味で、本当にこれは非常に大事であろうと思います。

それからその中において、それでは基本的な主要事業と申しましょうか、そうしたものはどういったものがあるのか。それについても、まだまだこれからであろうと思いますけれども、それについてもお示しをいただきたいと思います。

また、具体的にこの実施計画でありますけれども、いつごろまでに策定して、少なくとも議会の方にお示しをしていただけるのか。これから、さまざまないろいろな難問を抱えておりますが、そういうものの一つの物差しと申しましょうか、判断材料の一つにもなります。大変重要な内容になろうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 16年度からの3カ年の実施計画の主要事業というご質問でございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、財政的な裏づけも、三位一体改革の動向も不透明な中で、どこまで具体的な事業が盛り込めるか、言い切れないところであります。その点まずご理解いただきたいと思いますと思うんですけれども。

7番（石井芳清君） 策定期間はいつごろなんですか。

議長（伊藤博明君） 新藤課長。

企画財政課長（新藤 研君） 策定期間につきましては、今年度、当初予算編成時にお

きまして、町長の方から16年度予算編成については、例年11月の予算編成方針を出しておりますけれども、これでは非常に編成期間が短過ぎるということで、もっと早く予算編成方針を出すというような方針が示されております。

したがって、通常でありますと、予算と実施計画の取りまとめが並行して行われるようなことになっておりますけれども、16年度につきましては、それよりも早い時期というように想定をしております。

7番（石井芳清君） わかりました。

総合計画のところ、例えば諮問委員会等もつくって検討してきたわけですが、主要事業と申しますと、例えば中学校の建設等、まだまだたくさん大変大きな財源を必要とする緊急課題が幾つかあるというふうに私は認識をしております。これは、私自身といたしましても、その前後、どこをどうするのかというのは、財源は別にいたしましても、大変難しい判断があるというふうに思います。ですから、今年は特に早めて計画策定を行うというような考えはあるというやに今お聞きいたしました。できればそうした中で、そういう難しい課題については、前例もありますとおり、ぜひ全員の中の協議の中で進めていっていただきたいというふうに思います。これは希望であります。

それでは、その中の幾つか、2点について取り上げさせていただきたいというふうに思います。

まず、間もなく御宿町施行50周年を迎えるわけです。これについて、やはり合併ありやなしやというのは、これはそのときの状況によると思いますが、逆に合併した場合、これまでの御宿町というものが、歴史的に埋もれてしまうのではないかとというのが大変危惧をされる所です。非常に区切りのいい節目でございますし、これについてきちんと、やはりこれまでの御宿町の住民の皆さんが作り上げてきた歴史というものを、きちんと形に残しておくべきだろうというふうに私は思うわけですが、これについて、町としてはどのような考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 本町におきましては、昭和30年3月31日に市町村合併をしたわけでございます。平成17年3月30日をもって町制施行50周年に当たるわけでございます。

今まで町にはそれぞれ合併後の問題の中でも、10年ごとに節目に当たり、その都度記念行事とかもやっております。そうした中で、町の基本計画にもございまして、町制施行50周年事業の実施について掲げてございますが、御宿町の歩みといいますか、50年の歩みがござい

ので、町といたしましても、記念誌の発行等を考えながら、議会ともよく相談しながら、記念事業等をできればというような考えも持っております。

7番（石井芳清君） わかりました。町としても当然考えているというようなお話でありました。

御宿町も40年を超え、やっとお互いがその違いを認識しながら1つの目標に向かい力を合わせる、そういう状況が生まれてきたのではないかなというふうに思います。

きょうは一つお話をしましたが、例えば御宿広報でございます。ちょうど100号記念ということでつくられたということですが、御宿町広報31年5月20日が1号ということで、当時は手でガリ版刷りでしょうかね、つくられておりました。これを見ますと、やはり当時の町民の喜怒哀楽、喜びや悲しみ、そうしたものが本当に詰まっています、まさに御宿町をつくり上げてきた歴史が本当によくわかるというふうに思われるわけでありまして。御宿町広報は、これまでも何度か表彰の栄に浴しておりますし、大変私もすぐれた内容だろうというふうに自負をしているわけでありまして、こうしたものも既に発行されたものでありますしね、ぜひ第2版と申しましょうか、それ以降のいろいろな形でまとめられるのも大変いい案じゃないかなというふうに思います。これらについてはいかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） やはり、町の歩みを残すということには、今までの広報紙の縮小版のような形で経過を残しておくということも重要なことと考えられます。今後16年度の予算編成時の中で検討をさせていただきたいと思っております。

7番（石井芳清君） よろしく願いをしたいと思っております。

もう一点であります、観光、商業、工業については、本町は幸い土地も高いということで、大型店舗等の進出がない状況ではあります、それにしても大変厳しい状況にあるというのは、皆さんご案内のとおりでございます。

そうした中で、最近、商工会の方も人事も新たにされて、また新たな目標に向かって進むというようなお話も聞いておりますが、これまで商工関係は統計調査というものが行われていたというふうに思うわけでありまして、やはり生の声を聞く、そういう団体に対して、今どういう希望があるのか、どういう悩みがあるのか。こういうことはやってこられなかったんじゃないかなと思うんです。

また一方で、異業種交流会というものもやられていたということで、これもこれから大きな期待を持っているところでありますが、やはりそうした中で、今後町のそうした施策をどう展

開をしていくのかという中で、なかなか手詰まりの状態が実態ではないかと思うんです。ですから、率直にこの機会にそうした生の声を聞いて、その中から目指すべき道、方策を模索をしていくということは大変意義があるというふうに思うわけではありますが、これについて町としてはどのようなお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原商工観光課長。

商工観光課長（氏原憲二君） それではお答えいたします。

実施計画策定に伴いまして実態調査を実施し、施策に反映すべきというご質問でありますけれども、商工費の施策検討に当たりましては、現在商工会、商店振興会、観光協会、また異業種交流会などを定期的で開催しまして、意見交換会を行っております。各種団体からの意見を参考に、またこれまで議会の皆さんからいただきましたご提案などを踏まえながら施策の検討をしたいと考えております。

現況把握としましては、商業につきましては、商業統計が実施されておりますし、また工業につきましても、工業統計が実施されております。このほか、県で実施いたしました商店街の実態調査がありますほか、観光で申し上げますと、夷隅の観光資源調査などが昨年実施されております。これらの資料も参考にしたいと考えております。

実施計画につきましては、毎年ローリングを実施して事業の見直しをしておりますが、観光商工業の実態調査は、現在のところ計画にはございません。具体的な事業案の検討に当たりまして、必要に応じてアンケート調査は実施したいと考えております。

たまたま昨日、商工会の役員の皆さんが役場にお見えになりまして、助役さんを交えて話し合いを持っております。その中で、やはり補助制度を活用するというようなことは現状では非常に厳しいんだということでございました。できればソフト事業をこれから考えていきたいということでございますので、異業種交流等を踏まえまして、そういう場を用意してこれから意見を吸い上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

7番（石井芳清君） 特段の実施はないということではありますが、ぜひ皆さんの声を広く集めていただいて、施策展開に生かしていただきますよう希望いたしまして質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

以上をもちまして、今定例会に付議された案件の審議は終了いたしました。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

平成15年第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、平成15年度一般会計補正予算を初め7議案についてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれも承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

今後は皆様方から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分これを尊重、検討いたしまして、町政各般にわたり、住民の生活の向上、発展に寄与し、町政の運営に万全を期していきたい、そのように考えておるところでございます。

どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄不安定な天候が続いておりますが、健康には十分ご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員の皆様には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

以上で、平成15年御宿町議会第2回定例会を閉会します。

これで散会いたします。

（午後 3時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年 6月 日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 吉 野 茂 夫

署 名 議 員 瀧 口 義 雄